

令和 6 年

予算審査特別委員会記録

令和 6 年 3 月 1 3 日 開会

河 合 町 議 会

令和6年予算審査特別委員会記録

令和6年3月13日（水）午後 1時30分開会

午後 6時57分閉会

出席委員

委員長	岡田康則
委員	杵本貴司
委員	佐藤利治
委員	坂本博道
委員	杵本光清
議長	疋田俊文

副委員長	大西孝幸
委員	常盤繁範
委員	中山義英
委員	長谷川伸一
委員	馬場千恵子
副議長	梅野美智代

出席説明員

町長	森川喜之
教育長	上村欣也
総務部長	上村卓也
まちづくり 推進部長	福辻照弘
福祉部次長	佐藤桂三
広報広聴課長	桐原麻以子
総務課主幹	岡井昌一
税務課長	木村浩章
住民福祉課長	古谷真孝
子育て支援 課長	明平直美
地域活性課長	吉川浩行

副町長	佐藤壮浩
企画部長	森嶋雅也
福祉部長	浮島龍幸
総務部次長	小野雄一郎
政策調整課長	岡田健太郎
安心安全 推進課長	川村大輔
財政課長	松本武彦
管財課長	西村直貴
福祉政策課長	浦達三
まちづくり 推進課長	杵本幸史

事務局職員出席者

局長心得 高根 亜紀 主 事 平井 貴之

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○委員長（岡田康則） 定刻となりました。

ただいまより令和6年度の予算審査特別委員会を開きたいと思います。

○委員長（岡田康則） 先立ちまして、各委員さんに説明資料、それから、予算の内容、もちろん説明状あるかと思います。それと、説明資料が124ページ出ております。もちろん委員さんもお覧になっていただいているかと思います。この分ですべて足りない部分のところはどうぞ質問していただいて、簡潔にやりたいと思います。

スムーズにこの議案というか、この会議を終わらせますように、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、去る6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第17号から23号までの7議案について審議を行います。

まず最初に、議案第17号 令和6年度河合町一般会計予算についてを議題とします。

審議方法は、提出されている予算書に基づきながら、歳出予算について、歳入予算について、また調書等についての順で行いたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（岡田康則） ごございませんということで、始めたいと思います。

それから、1ページずつ進んでいきます。後ろ向きはなしということで、よろしくお願いいたします。

まずそれでは、50ページ、議会費について、質疑がある方……。

（「委員長。申し訳ないです」と言う者あり）

○委員長（岡田康則） すみません、聞いておりました。申し訳ないです。まず、そしたら、理事者のほうから1点お願いいたします。

○財政課長（松本武彦） 失礼いたします。

議案17号の予算書につきまして、申し訳ございません、一部訂正がございました。書面では既にお伝えをさせていただいておりますが、改めまして内容のほうを確認

させていただきたいと思います。

予算書の119ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉費でございます。こちらのページ、119ページの説明欄に大事業20番といたしまして、地域生活支援事業費2,778万1,000円と記載させていただいております。この中の節12委託料のその他の部分につきまして、ぽつが3つございます。3つの事業を記載しておりますが、このうちの1つ、手話通訳の窓口派遣業務につきまして、まず文言を削除させていただきたいと。またその1つ上、真ん中にあります手話奉仕員養成講座業務、こちらにつきましては、事業費192万6,000円とございますところを44万7,000円としていただき、一番上の相談支援事業業務、こちらにつきましては、事業費を432万3,000円としていただきたいと思います。委託料その他の477万円、ここには変更がございません。明細の書き損じでございます。申し訳ございませんでした。

続きまして、もう一点ございます。259ページをお願いしたいと思います。

259ページには、地方債に関する調書が記載させていただいております。このうち、一番左から2つ目の列、前年度末現在高見込額、こちらの内訳に誤りがございました。1、普通歳の①総務のところを4億6,459万8,000円、それから、下のほうにいきまして、2番その他の④退職手当債、こちらを1億8,963万8,000円と訂正になります。こちらにつきましては、繰上償還によって発生した金額のうち、2,207万3,000円を本来退職手当債から年末残高差し引く予定であるものを、謝って普通債の総務から差し引いたことによる誤りでございます。これに付随しまして、一番上の行にあります1、普通債の金額、2、その他の金額についても修正がございましたが、あと一番右側の差引きの残高見込額、こちらについても修正ございますが、合計欄については修正はございません。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○委員長（岡田康則） 私のほうも失礼いたしました。

それでは、歳出の50ページからお願いいたします。それから、質問される方は、この50ページと概要のページもよろしくお願いいたします。

それでは、坂本議員。

○委員（坂本博道） すみません、先に、ちょっと歳出全般に係ることで、2点だけちょっと伺っておきたい点がありまして、お願いしたいんですが、1つは、予算編成に当たって、いわゆるシーリング方式というんですか、そういう方法を取って、今回予算編成をやっていたのかどうか。

そして、もう一つは、組織変更について、町長の施政方針でも述べられておりましたけれども、今回の予算というのは、特に人件費等ですが、そういう組織変更をもし前提とした予算になっているのかどうか、もし、そうであるならば、組織図どこを変えるというのが分かるようなものをできたらこの間に示してほしいと思いますが、その2点。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 私のほうからは、予算のシーリングを実施したかというところについて回答させていただきたいと思います。

まず、予算編成に当たりましては、シーリングであったり、また、枠配分といったようなところは行っておりません。各課から、各担当から必要とされる費用を計上していただいた上で、財政査定、また、最終的には状況査定というふうに査定を行った結果でございます。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 2点目にご質問いただきました組織変更を踏まえた予算編成になっているのかという部分でございますが、基本的に来年の組織というのは、部や課の数を減らす方向で検討はしておるところでございます。そのことから、役職の職員数が減るということを踏まえた予算計上となっている部分はございますが、実際に組織がどう変わるかというところまでは、予算に反映できてないところがございます。それで、組織図のような資料の提出をという部分でございますけれども、確かに来年度組織案というのは、最終案がほぼ固まっている状況ではございますが、今後微調整等が伴うおそれもありますし、万が一、ここでの答弁内容と4月1日の形が異なっておれば、人事組織というものの性質上、あらぬ憶測等が生じる可能性もありますので、組織図というのは、ちょっとお示しできないかなと考えております。

○委員長（岡田康則） それでは、50、51でほかにはございますか。ございませんか。

常盤議員。

○委員（常盤繁範） 今のご答弁について確認したいんですけれども、ではここに、予算書にこれから書かれていく人件費に関連する欄は、全て変動するということを前提として我々は質疑しなければいけないということでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 人件費における総額や職員数という部分は変動しないと考えておりますが、これまでも、例えば4月の人事異動を6月の補正予算という形で予算に反映させたものをご説明させていただいておりますので、そういった予定をしているということを踏まえて審議していただければと存じます。

○委員長（岡田康則） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） それでは、52ページ、53ページございますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ、54、55、よろしいですか。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本議員。

○委員（坂本博道） 55ページのところで、ちょっとこれは確認みたいな質問になるんですけども、令和5年度のところでは、退職手当負担金のその次に、03で自衛官募集事務費というのがあったんですが、今回計上されていないんですけれども、それは募集事務がないということなんでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 安心安全、川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 自衛官の募集につきましてお答えしたいと思います。

今までは、通信運搬費のほうで一応自衛官の募集という業務を入れていました。ですが、通信運搬で使用しているということがなくて、広報の記載ということで、印刷費に充てているということもありまして、63ページの文書広報管理費の需用費の印刷製本費のほうに予算を計上しているというところでございます。

以上です。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そしたら、そのとき、こことは違いますけれども、財源というのは、たしか自衛官のほうについては、直接下りてくる分が入ると思うんですけれども、それを入れているということではいいんですか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（岡田康則） ほかにございますか。

常盤委員。

○委員（常盤繁範） 55ページ、中段の部分、18負担金、補助金及び交付金、事前に資料請求もさせていただいております。資料のほうで返してもらっているのは19ページになります。

こちらのほうで、通番26という形でご回答いただいておりますが、これの繰越金有りとなっておりますが、幾らぐらいになっていきますか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 2月末現在で38万程度となっております。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） では、続きまして、ご回答された資料をほうの通番27の部分で質問させていただきます。

新生奈良研究会会費という形で活動実績のものに対してご回答いただいております。これそれぞれどなたがこちらのほうに出席されているのかというところをご回答いただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） こちらのほうは、年4回、5回程度の講演会というか、そういったことをしていただいているんですけども、町長含め、もし町長が公務でちょっと行けないということであれば、副町長が行ったりというようなことをしております。

以上です。

○委員（梅野美智代） はい。

○委員長（岡田康則） 梅野委員。

○委員（梅野美智代） 55ページの会計年度職員の報酬というところで、長谷川さんのほうから、人員と報酬額と資料請求されてますが、現時点で未定となっておりますという回答で、こちらのほうは人数の変動とか、どんなものなのでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 一般管理費における会計年度任用職員の人数の変動でございますが、7名の減となっております。

○委員（長谷川伸一） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 55ページの中段の負担金、交付金ですけれども、農業委員会県外研修負担金と消防団県外研修負担金、これ以前、昨年もお聞きしたと思うんですが、少額ですけれども、5万、5万となっていて、これは町長さんの研修だと思うんですが、今非常に財政逼迫の折りですので、この点に関してはもう少しカットする考えはなかったのでしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） カットといいますか、今までの実績見合いで、町長の出張、どこに行くかということも含めまして、まずはこの金額で計上させていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 同じところでお聞きしたいんですけれども、これから、議案のほうには、説明書のほうにはいっぱい出てくるんですけれども、町長が出張するにおいて、どれだけの職員が同行することになるのか、そこを確認したいんですけれども、いかがですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） いろいろ出張がございますが、例えば農業委員会であれば、事務局2人、消防団についても事務局2人ということで、そのほかにつきましては、そのときにまたご回答するということで、ご理解いただけますでしょうか。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 町長が町外に出張する際の随同行の決まりみたいな、そういったことの規定みたいなものはあるんですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 明確な規定はございません。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 55ページの会計年度任用職員の報酬の件ですけれども、これは質問じゃなくて要望でございます。毎年この予算書には会計年度任用職員報酬という金額だけ出ていまして、何名か表記されておりません。今回資料請求で頂いて、このページ、資料の20、21ページ見たら分かるんですが、次年度はきっちりとそのところの予算書の中に何名と明記していただくようによろしくをお願いします。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ちょっと同じ会計年度任用職員に関連して、ちょっと伺いますけれども、資料請求のほうで人数としては令和6年度110というふうにあるんですが、配属については、まだ決まっていないからというふうな回答になっていますけれども、一方で、その21ページの資料のところの一応人数割というのは、一応これは、費用項目のところで分けたというんで、当然これは配属予定のところで分けているという意味ではないんですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） あくまで予算というのは、目的別に計上するものでございますから、目的別に計上しているというご理解をお願いいたします。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そうしたら、これは4月1日付で分かるということになるのかということと、同じような新採用の予定の人の件もこの予算の中には、今は、これは反映していないというふうに読んだらいいんでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、会計年度任用職員の配属は4月1日で明らかになるということをお答えいたします。あと、予算計上の新規採用職員の部分でございますが、ちょっと配属先が分かりませんので、計上する課目がつかめておりません。そのことから、一般的な事務職員に関しては、一般管理費のほうで計上させていただいておりまして、その他、保育教諭でしたら、こども園運営費であったりとか、あと、今回来年度の新規採用で土木建築技術職というのが採用しておりますので、そういった場合は土木費で計上ということで、ある程度の目的別には計上させていただいております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） その関連で、ちょっと資料的には後ろのほうなんですけど、いつも、これでいくと375ページで、歳出予算の節別款別集計表というのが出されていて、人件費の関連の枠が各部署ごとにあります。その点で、現時点では、結局会計年度関係は総務の関係ということで出ているんじゃないかと思うんですが、そういうふうにこれは見たらいいんでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） あくまで会計年度任用職員のうち、一般的な事務補助の部分が総務費で今のところ計上されているということで、あと、こども園で活躍されている会計年度任用職員でしたらこども園のところで計上させていただいております。

○委員（坂本博道） はい。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そうしたら、この件で、ぜひちょっと後の資料ではありますけれども、先ほどいった節別款別集計表というのは、配分が確定したら、それに見合った形で、もう一回振り分けてもらった表をぜひつくっておいてもらいたい。今後その推移を見る上でも必要だと思うので、そういうことをぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） かしこまりました。資料の形について検討したいと考えております。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 55ページ、節3 職員手当等、そこの細切、時間外勤務手当、これ去年に比べたら知れていますけれども、ちょっと上がっている、その上がった具体的な理由、これちょっと教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 時間外勤務手当、全体の話なんですけれども、まず、ここ数年、令和になって以降、コロナ関連業務でかなり増えておりましたが、関連業務もなくなったと

ということで、まず各課の要求を前年度の勤務状況などを元に査定して予算計上をするという形をしております。従いまして、この当該項目で時間外勤務が増えている部分というのは、あくまでそういう実績に基づく査定の結果ということで、ご理解いただければと思います。

○委員（中山義英） 委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） そうしたら、河合町の場合、1か月1人当たりの上限というのを設けていはるんですか。

○総務部次長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 規則上の規定でございますが、月45時間以下ということで、規定がされております。

○委員長（岡田康則） よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） それでは、次ちょっと入っていますけれども、56、57ページで。

○委員（中山義英） 委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 57ページ、7報償費、これ以前から顧問弁護士の報償費やったと思うんです。前回255万円ぐらい、今回71万円ということで、従来から雇われていた顧問弁護士との契約も解除した。なおかつ71万円あるというのは、また新たに誰かを頼んだということの解釈ですか。ちょっと説明をお願いします。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 顧問弁護士の件でございますが、これまで大阪市内の顧問弁護士に委託しておりました。ただ、顧問弁護士の在り方については、これまでも多くのご意見いただいております。一旦見直そうということで、まずその必要性を検討いたしました。ただ、法務管理主任に相談などしたんですけれども、やはり顧問弁護士はちょっと必要ではないかという結論に至りまして、それで、ただ、大阪市内まで相談に出かけるという利便性の悪さというのはありましたので、まずは費用としてどの程度が正しいのか。そして、なるべく奈良県内で顧問の方をお願いできる方いないかということで、お調べいたしました結果、ちょっと奈良県内の別の弁護士事務所に顧問を依頼しようということで、予算計上させてい

ただいております。

○委員（中山義英） 委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） そうしたら、この71万円というのは、年間の委託料ということですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） この報償費の71万円の内訳なんですけれども、このうち66万円が顧問弁護士料となっております。年額でございます。

○委員（中山義英） 委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 一つの考え方なんですけれども、個別外部監査も、奈良弁護士会の行政連携お願いしている。法務管理主任も、奈良弁護士会の行政連携のメンバーから来てはという中で、裁判に至るようなことも毎年毎年河合町の場合あるのではないのであれば、例えば、奈良弁護士会と契約結んで、もし、裁判に至るようなことがあれば、そのときに誰か行政連携のメンバー、二十数名ほどおられるんですけれども、その中から手を挙げてくれる弁護士さんにお任せするような形にすれば、この71万も要らないように思うんですけれども、そこらあたり将来的には検討とか、どうされますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 冒頭答弁いたしました、顧問弁護士がやはり必要ではないかという法務管理主任との議論の中で、なぜ顧問弁護士が必要かという部分なんですけれども、やはり顧問という方を置いていなければ、例えばいざ訴訟などに発展するような案件が生じた場合に、どなたにお願いするのかという選定手続や、そもそもの訴訟に至った情報の共有などで、ちょっと時間的にどうしても初動が遅れてしまうようなことがあるんじゃないか、そういうことであれば、本当に限られた予算の範囲内で顧問という方をお願いした上で、訴訟に至りそうなリスクがある場合には、常に情報を共有する仕組みをつくっておいたほうがいいんじゃないかということから、今回大幅に予算を削減しつつも、顧問は継続するということにさせていただきました。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 12番委託料の部分の無料法律相談業務、こちらに関しましては、どちらの弁護士さん、法律相談、対応されているのか、ご答弁いただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） この委託業務の委託先は奈良弁護士会になっておりまして、奈良弁護士会所属の弁護士が輪番で来ていただいているということになっております。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 奈良弁護士会という形でご答弁いただきました。その上で伺いたいんですけども、18番負担金、補助及び交付金のところの負担金、中南和法律相談センター運営負担金という形で19万2,000円計上されております。これ奈良弁護士会が運営しているんですね。予約制の形でされている業務でございます。非常に重複しているような気がするんですけども、どちらか整理できませんか。どちらかという、私としては、12番の委託料、無料法律相談業務のほうで、内容としては補完されているのではないのかなと。私としては考えます。また、その状況の中で、例えば奈良弁護士かのほうに専属の弁護士さんと相談してください。無料分はここまでですという形で、誘導といいますか、斡旋があるわけですね、相談の場合。その際に、この中南和法律相談センターのほうに案内されるのかというと、私のほうとしては、大きなクエスチョンがつくんですよ。これ無駄に払っていませんか。やっぱり整理すべきだと思うんですよ。非常にもったいない気がするんですが、いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○委員長（岡田康則） 総務部、小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 同様のご質問を決算委員会の場でもご質問いただいたと記憶しております。そのことを受けまして、例えば町の法律相談をちょっと拡充する代わりに、この中南和を減らすとか、そういったことも検討したわけなんですけれども、内部の検討で、やはり1か月に1回という相談頻度であれば、たとえ河合町内でなくても、例えば隣の王寺町、上牧町などで、中南和の相談センターの開催する法律相談で結果合計として月に数回相談体制が整っているほうが好ましいんじゃないかということで、両方を継続させていただくということになりました。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） ご答弁の内容としては理解できるところあるんですけども、中南和法律相談センターに行くよりも、河合町役場のほうで相談されるほうが非常に利便性はいいわけですしと思うんですけども、出張されて来られるという形であれば理解できるところではあるんですが、その相談される方々が、実際にこの回は中南和法律相談センターの相談なのか、この回は無料相談なのかというところをちゃんと分かった上でいらっしゃっているという形のものなんですかね。そこを確認したいんです。私としましては、無料法律相談の業務をもっと増やしてもいいんじゃないかなと、そのように考えるところではあるんですが、いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 確かにご利用される方が、まずご自身で中南和法律相談センターの相談を受けていらっしゃるという部分があると思います。このことに関しましては、ちょっと河合町としてタッチしておりませんので、恐らくご自身の認識として中南和に相談しているという認識はあると思います。その上でなんですけれども、例えば河合町の法律相談が、例えばまだ3週間先だとか、そういった場合には、中南和法律相談センターをご案内するというパターンもあります。この場合も、河合町の法律相談ではないんですけども、河合町内で中南和法律相談センターが開催する相談がありますと。そちらのほうが近い日時でご案内できますといったことをきちんと説明した上でご案内はさせていただいておりますので、恐らくどちらかは分からないといったことはないのかなと考えておるところでございます。

○委員長（岡田康則） ほかにございませんか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 少し戻って、すみません、先ほど説明いただきました顧問弁護士、もし分かれば、費用対効果の確認をしたいんで、昨年の実績、その前の年の実績、そのあたりちょっと分かる範囲で教えていただけませんか。本当にそれだけのお金が必要なのか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） その相談件数なんですけれども、令和5年度は2月末までで9件相談に行っております。令和4年度はゼロ件ということでございました。そしたら、非常

に少ないということで、やはり大阪市内まで相談に行くというのがかなり難しい、ちょっとハードルになっているのかなということで、奈良県内で今までより安く顧問を受けていただける方を探したという次第でございます。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 59ページの中段にあります人事管理費の……。

○委員長（岡田康則） これページごとに行っているから。

そうしたら、佐藤委員、ごめんね。

○委員（佐藤利治） 先ほどから、大阪市内が遠いからということで、でも、必要やったら遠い近い関係ないんじゃないですか。僕言いたいのは、必要な案件が何回あって、何回相談したのかなということを聞きたいだけですわ。遠い近いは別の問題やと思いますわ。だから、今言われている70万幾らかぐらいのお金が本当に年間払うことが必要なやったら、安いのか高いのか分かりませんが、必要やということでいいんですよ。その辺の考え方、基本的な。その辺を聞きたいんです。費用対効果どうなんかなと思って。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 顧問弁護士の必要性については、先ほどお答えしたと思っておるつもりなんですけれども、それで必要という判断で、こちらの予算計上させていただいております。ちょっと大阪市内が遠く感じる、感じないという部分に関しましては、ちょっと私の個人的な感想が入っていたかもしれません。申し訳ございません。

○委員（中山義英） 委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） そうしたら、令和5年9件、今現在リーガルサポーターズで法務管理主任がおられる。法務管理主任も相談しても、解決できないような案件やったんですか。その9回も行かれたのは。

○総務部次長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 法務管理主任にご相談させていただいた後に、例えば訴訟に発展するような案件については、よく顧問さんとも情報共有しておいてくださいというご指示が出るが多いです。そういった案件であったと考えております。

○委員長（岡田康則） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ次のページにいきます。

58、59。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 先ほどは失礼しました。

人事管理費の59ページ、管理費で、会計年度任用職員に係る雇用保険料が昨年と比べまして1.6倍に増加しております。これはいかなる保険料のどういう形で保険料が上がったのか。

それともう一点、一番下段の職員健康診断委託業務は257万6,000円計上、職員採用試験委託業務を128万7,000円、これも昨年に比べて約1.6倍ほど上がっておるんですけども、この点について、増額理由のご説明をお願いします。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、雇用保険料の増額理由でございますが、今回、主な理由としましては、保険料率の改定に伴うもの、そして、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴うもの、あと、人事院勧告に伴うもの、それらが大きな理由だと考えております。

次に、委託料でございますが、委託料が大きく上がっている理由といたしまして、まず採用試験、昨年度S P I試験というものを採用しております。これが非常に広報も充実させた結果も伴いまして、かなり申込みの件数が増えております。その実績を基に今回予算を要求させていただいた結果となっております。

以上でございます。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（長谷川伸一） いいですか。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 職員健康診断の委託業務。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 健康診断の委託に関しましては、特に委託先を変えたとかそういったことはないんですけども、ちょっと人数を、計算を見直した結果、単価として上がっている部分がございます。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） では、60、61ページです。

○委員（杵本貴司） 委員長。

○委員長（岡田康則） 貴司委員。

○委員（杵本貴司） 15番のふるさと納税のところなんですけれども、これ町長も所信表明に入れて力入れてはる部分やと思うんですけれども、サイトとか開いたら、さとふるとか、楽天等の事業者をかませていろいろ推進させておられると思うんですけれども、これほか何社ぐらい絡めてやっておられるのか、ちょっとお願いいたします。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ふるさと納税の件につきまして、12月の議会のときに補正を上げさせていただいております。そのときにもお答えさせていただいたのかも分からないんですけれども、今現時点では4社をサイト管理ということで、委託と言いますか、手数料を計上しております。この4社につきましては、ほぼふるさと納税のポータルサイトの約90%以上になっているということで、今後こういった面も含めまして、歳入の増というのを図っていくということで考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） では、戻りまして、一番上のところです。職員研修委託業務というところで、50万円計上されていますけれども、これ来年度は何回、こういった内容を予定されているのか、お答えいただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 研修の回数としては1回を想定しているんですけれども、職員の出席する都合上複数に分けてやる予定をしております。そして、その職員のテーマについては、外部講師を招いてということまでは決定しておるんですが、今のところそのテーマについては、まだ確定していないところでございます。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私が今月定例会で行っている一般質問でも触れたんですけども、法整備されているのに、河合町内で浸透していないということが多々あるんですね。こういう会議録に載らない形で、いろいろ指摘は過去に何個も既にさせていただいて、現在進行形のものもあるはずなんですけれども、そういったものをしっかりと周知するという形で考えるのであれば、もっと研修を増やすべきだと思うんですけども、これ費用対効果大きいですよ。職員のレベル上がりますから、いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 職員研修の充実に関しては、本当に必要性を感じております。

これからもそういったことを予算に伴わない、例えば法務管理主任を講師勤めていただいでやっていただくとか、そういったことも今後考えておりますので、そういったことで、充実させていきたいと考えておるところでございます。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 61ページの真ん中の、先ほど杵本委員が言われたふるさと納税、これについては、この予算案の概要の19ページに、システム利用等手数料、これで960万上っています。その上には返礼品の発送代とか、だから、当然申込みの口数が減れば、返礼品の発送代とか減るんですが、システム利用等手数料、これはやっぱり申込みの口数に関係なく、これだけのお金を払わんなんのかどうか。口数が減れば、このお金も減ってくるのか、そこちょっと教えてください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） お見込みのとおりで、もちろん収入が減れば、こちら、支出のほうも減る形になっております。

以上です。

○委員（中山義英） はい。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） そしたら、ちょっと単純な質問をしますよ。1万円の申込みあった場合、

町として入ってくるお金、生産者、その辺幾らぐらいになるのか、大体の額教えてください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 基本的には、この経費50%以内ということでございます。
以上です。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 61ページですが、上段の13番の使用料305万1,000円、それと、中段の
財政管理費に係るもので、13番の使用料及び賃借料、これちょっと具体的にもう一度説明願
えますか。これも増額している理由もまた教えていただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、人事管理費における使用料の部分についてお答えいたし
ますが、こちらの使用料が人事給与システム、要は職員、会計年度任用職員も含む職員の給
与の計算を回しているシステムなんですけれども、こちらの使用料になっております。

これが、平成25年度から葛城市と北葛4町の1市5町で契約して運用しておるわけなん
ですけれども、その契約が6年の6月末で満了いたします。そこで新たなシステムに移る必要
があるんですけれども、そのことに伴いまして、ちょっとシステムの使用料は値上がりして
いる、そのことで予算が上昇しているということになっております。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。ごめん、財政課長。

○財政課長（松本武彦） すみません、失礼いたしました。

私のほうからは、財政管理費の使用料274万1,000円についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、財務会計システムと起債管理システム、この2点の使用料となっ
ております。金額は財務会計システムが257万6,000円、起債管理システムが16万5,000円と
なっておりまして、増額の要因といたしましては、財務会計システム、こちらを昨年度同様
のものと更新契約を結びました。その際には、同じシステムを継続して使う前提で、随意契
約させていただいているんですけれども、まずそのシステム自体のバージョンアップがあっ
たというところで、契約の単価というのが、若干ではございますが上昇しておるとい

ろです。すみません、67万8,000円年間で上昇しているというところでございます。

以上です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 先ほどから、ふるさと納税についていろいろとご回答いただいているんですけども、予算の金額を見ても力が入っているなという感じがします。今後品物をそろえていくというか、バージョンアップしていくということで検討されていると思うんですけども、その充実を図るために、今どういったことが予定されていて、どんなふうな働きかけがされているのか、教えてください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田企画部課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ふるさと納税の充実につきましては、例えばサイト管理に掲載する写真の見栄えと言いますか、そういった訴求効果を働くような形の部分をまず考えることと、あと、新規事業者であったりとか、既存事業者のプラスの返礼品の開拓であったりとか、そういったことについて現在進めているところでございます。

以上でございます。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） どのような返礼品があるかというのを、興味が湧くような写し方も大切ですけども、新規に広げていくための努力、具体的にどんなふうな行動、手立てをされているんでしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 実は2月の中旬に、こちらのほうで新規の方を含めて、既存の方も含めて、町内のふるさと納税の返礼品に対して出していただけるような形を取りたいということで、説明会を行わせていただきました。そのときにもいろいろ説明させていただいたんですけども、そのメリットであったりとか、例えば商品を出すことによって、全国展開を図れるとかというようなことのスケールメリットということも含めて説明させていただいておりますし、広報の12月号にも、書き入れどきですね、そういうときに、こういった新規の分も受け付けていますよというようなことの案内をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかございますか。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） じゃ、馬場委員。

○委員（馬場千恵子） その次の、巡回ワゴンすな丸号についてお聞きしたいと思います。

このすな丸号、今いろいろと改善するための会議とかも開かれていると思うんですけども、ルートの変更とかもまた新しい建物ができたときにまたされるかと思いますが、今どのような改善がどのくらいの割合で進められているのか、その現状について少し教えてください。

○管財課長（西村直貴） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） すな丸号の検討に関しましては、7月からの検討委員会利用向上検討会のほうで協議を進めさせていただきまして、4月から現行のルートの一部新規の停留所をつくるのと、ルート変更、一部停留所の位置変更というものの形をさせていただいています。そのほかの部分に関しましても、現状どおりの予算ではありますが、随時できるところから、利便性を図るために変更をかけていきたいと考えております。

以上です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） ルートの変更及び停留所の増設についてはさほど予算を伴うとかいうことはないかと思うんですけども、それについては積極的に進行というか検討されてるんでしょうか。

○管財課長（西村直貴） はい。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 現在、今日検討会のほうでも、きっちりとこれからもお話は、協議はさせていただくつもりでございます。

○委員長（岡田康則） ほかございますか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 61ページの節16の同じところ、町内循環ワゴン運行経費のところなんで

すけれども、大きい枠で考えた場合に、この1,019万2,000円でお金大丈夫かなと。先ほど馬場委員からもありましたけれども、路線が変わったり、今、町の中では昼間空気積んで走っているというような中で、やはりそれだけの人を集めるためには、もっと利便性を考えていけないといけない。それと、先ほども話出ましたけれども、住民の方にボランティアで検討会開いてますけれども、この間の議会でもちょろっと出ましたけれども、その中で、来年度7月にはっきりするというようなことが、何かそこでもう先行して決まっている。住民が汗かいて来てはるのに、その方々に申し訳ないなと思うつもりで、僕話聞いていました。そういうことのないように注意していただきたい。

それと、もう一点、だから、この金額の中で大丈夫なんかなという、もっと必要な違うかなと僕は思ってます。それと、小さな金額ですけれども、下の印刷製本費4万3,000円というのは、これは何のお金なのかなと思って、教えてもらえますか、お願いします。

○管財課長（西村直貴） はい。

○委員長（岡田康則） 西村管財課長。

○管財課長（西村直貴） 巡回ワゴン運行経費につきましては、現状のまま走らすということであれば、今の金額で、取りあえずは運行は可能かと考えております。また、その新ルートを含む部分に関しましては、今後きっちりと経費が確定次第、補正等で対応させていただくという形で考えています。

それと、印刷製本費に関しましては、随時ルートマップのほうを印刷かけますので、その分の印刷製本費となっております。

以上です。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） ありがとうございます。広陵町でも、3年ほど前に調査しにいったときには、もう一路線1,000万以上はかかると。うちで言うたら、路線で言うたら、どない考えても2路線かぐらいはあるような形になるんで、規模的に言うたら。ということは2,000万ぐらいかかると、外部に発注すると。奈良交通ですけれども、向こうは。だから、そない考えたら、課内事業でよく職員の方が頑張っているなと思って感謝しております。

ただ、やはりこれから新路線のこともありますけれども、やはり昼間空気を積んで走っているとかわれないようにするためには、やはり山形なんかの民間交通でもあるように、停留所を今の倍にしたと。そうしたら倍以上の人が乗ってくれたと。やっぱり利用できる人が増

えるという考えも浮くんで、やっていただきたいなと。これはお答えしてもらわないでも結構です。要望なんで。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） すみません、ちょっと戻らせていただきたいんですけども、細節で18ですね。11ページで同じところなんですけれども、負担金のところ。公平委員会分担金とありますけれども、これはあれですか、公務員それぞれの公平を期するための形の委員会の運営のところに対して分担されているという形で解してよろしいですか。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） おっしゃるとおりでございますが、公平委員会と言いますが、地方公務員法上設置しなければいけない機関として定められておりまして、本町の場合、北葛城郡内の各町で共同設置という制度がございます、それに基づいて設置しております。所掌内容といたしましては、もう委員おっしゃられたとおりで、職務上の不公平の改善であったりとか、不利益処分に対する是正を申し立てるような機関となっております。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） では、続きまして、細則16のところ、町内循環ワゴン運行経費のところ
で質問させていただきます。

他の委員からも質疑があったんですけども、確認したいんですけども、一部見直したと。これは今年度のことですよね。停留所の変更、若干の。それと、新規で1か所設けた。これは今年度のことですよね。来年度ではないですよね、いかがですか。

○管財課長（西村直貴） はい。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） そうさせていただくのが、令和6年4月からという形になりますので、来年度の区分という形になっております。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） ほかの委員からも話があったんですけども、実際のところ、運行上、向上委員会にかける際に、例えば運行状況のフィードバックしたものを、資料として出された上で、向上を図るような形の話合いが行われているのか、これが1点目。

それと、実際にそのフィードバックの仕方として、例えば時間帯の便において、どういう形で利用されているのか。後々AIを活用した運行の見直しですとか、そういったこ

とも将来的部分の基礎データになるわけですよ。そういったことも現状としてしっかりとデータ管理されているのかというところを確認したいんですけれども、いかがですか。

○管財課長（西村直貴） はい。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 検討会に関しましては、各委員さんには、ある程度の乗降数、停留所別の乗降数であったりとか、月別という形での資料は提出させていただいております。こちらのほうでも、確かにちょっと時間までというのはデータは取れておりませんが、曜日ごとという形での日計、週計というのは確認させていただいております。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私としましては、非常に大変かもしれませんが、時間ごとの便数、瓶によってどういう乗降状態になっているかということもできれば調べておいていただくことが、今後につながってくると思いますので、鋭意努力いただけますか。

○管財課長（西村直貴） はい。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） きっちりできるところまではさせていただきたいと思います。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） すな丸号の循環ワゴンの経費についてお尋ねします。今現在会計年度の方で6名ということで聞いておまして、私も平日はよく利用させていただいているんですけども、ある便においては、特に私が住んでいる大輪田の駅前においては、曜日の10時の時間なんかは、かなり人が多くてあふれるような感じになっております。ただし、ルートによってはかなり利用率が低いところもあるんですけども、そういうことを考えても、今回、質問に入りますと、会計年度任用職員の報酬が668万2,000円になっていまして、また、費用弁償が10万9,000円と、これ昨年と比べて減っているんですね。今現在会計年度任用職員の報酬のほうの見直しもなっているはずですから、この点がちょっと疑問に思うんですけども、その点はどのように積算しているのか教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、会計年度任用職員の報酬の計上に関しましては、前年の

決算などの参考に積算させていただいておるところでございます。そして、冒頭おっしゃられました待遇の見直しという部分ですが、この会計年度任用職員、この循環ワゴンの会計年度任用職員と言いますが、勤務時間の関係から、いわゆるボーナス、期末勤勉手当が出ないものになっておりますので、その予算への及ぶ影響というのは、あくまで今回の人事院勧告で給与表の見直しがあった、その部分だけで、影響は限られていると考えられます。

○委員長（岡田康則）　ほかございますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則）　なければ、次のページです。

62、63です。ございませんか。

○委員（坂本博道）　はい。

○委員長（岡田康則）　坂本委員。

○委員（坂本博道）　広報の点ですけれども、この数年来、毎回その配布状況とかについても資料出していただいているんですが、基本的には、去年とあまり変わっていない状況だと思いますが、去年のときも、基本的には全員にとにかく渡るような仕組みというのを改善していく必要があるとしながらも、なかなかということでしたので、ちょっと現状、その後来年度に向けては何かそのあたり改善するようなところはあるのでしょうか。

○委員長（岡田康則）　桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子）　広報の配布に関しまして、今年度総代・自治会長会、全自治会に向けてアンケートも取らせていただきました。町から直接配布するほうが望ましいかどうかなどについて、アンケートを取らせていただいた結果、85%が現状のままを望むという答えでしたので、来年度も現状のとおり1日には自治会を通じてと、1週間遅れの自治会未加入のお申出があった方への配付という形を取らせていただく予定です。

○委員長（岡田康則）　ほかございますか。

坂本委員。

○委員（坂本博道）　一応取り組んだことと現状は分かるんですけれども、ただ、やはり情報がきっちり伝わることというのは、いろんな工夫をさらにせんといかんと思うんで、そのあたりは来年度のところでもう一歩進めるような対応というか検討というのはする予定はないのでしょうか。

○委員長（岡田康則）　桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子）　1つ進むというところが、非常にもう進むとなると全戸配布

になるという形になると思うんですね。そこまでは今申し上げられません。対応といたしましては、コンビニエンスストアとか希望される委員、協力いただける委員、あと、町内の郵便局のほうにも1日には配架させていただいておりまして、コンビニエンスストアのほうの減りが、この下半期かなり早くなっております。公民館及び公共施設などのほうも今までよりも1日の配架を増やしているにもかかわらず、プラス30、50というような形で、月内に追加をしております。

取りに来ていただいている方もかなり増えているのかなというふうに思っておりますので、コンビニエンスストアなどでも1日から手にしていただけるということをしっかり広報して、なるべく近くで入手していただける形というのはお知らせしていただきたいと思っております。

○委員（坂本博道） はい。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 自治会との関係というのは難しいところはあると思うんですが、私が思うのは、例えば新規入居をされた方でも入らないという方もおられたりすると思うんで、まず自治会入っておられない方々に、こういうところで手に入りますという情報というのは、伝わることにはなっているんですか。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） 転入にいらしたときに、窓口のほうで広報をお渡ししております。ごみ袋などと一緒に。そのときに、窓口担当のほうからは、自治会に入っていたら自治会から、そうでなければということでお伝えはいただいております。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 現状としてはそういうところからですけれども、ただ、さっき言いましたように、渡っていない人が分かるのであれば、年に1回ぐらいでもいいですが、こういうところで手に入りますというようなことについて、分かる方法を取る。要するにホームページ見てくださいとか、何か見てくださいとか、なかなか難しいし、そもそもそういう広報が入らないので、お知らせが。そういうことも何らかの方法を考えて、まずやってみるということのもどうなんでしょうか。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） ありがとうございます。

窓口で転入の際に広報を受け取る、受け取らないのチェックまではしておりません、現状は。広報の受け取りを最優先というよりも、自治会への加入を促す窓口でのやりとりを優先していると考えております。自治会に入っていて、広報もお受け取りいただきたいというふうに言葉がけをしていただいておりますので、基本的には、自助、共助などの関係もありまして、自治会にはなるべく入っていただきたいと思っております。これは広報だけの話ではないんですけれども、広報のほうは、その都度、じゃ、自治会に入らないでどうしたらいいですかというお声が窓口であれば、広報のほうにつないでいただくようにはしております。

○委員（坂本博道） はい。

○委員長（岡田康則） 続き、坂本委員。

○委員（坂本博道） 新規転入とかあった場合には、そういうことでというのはまだ分かるんですが、要するに現在住んでいる方々で、ずっとそういう形で、何らかの理由で入っていない方々がいておられますから、そういう方々が、どういう形だったら手に入るかということが、そこそこ分かっていると思うんですが、分かっている方もおられるとしたら、自治会加入のこともですが、同時にこういうことで取れますよみたいなことを知らせるということも1回やっておいてはどうかというのが、今の言いたいところなんです。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） 実際に自治会に入られていなくて、そういう要望がある方というのは、1件1件回することは不可能と考えます。町内にある7,000軒を超えるお宅に職員が回っていくわけにも、今のところまいりませんし、そういうお声があれば、広報のほうにつないでくださいということでは、皆さんにはお伝えしているつもりです。また、本当にこの近隣で10年以上もう新規の戸別配布は受け付けていませんというところが増えている中、ご希望があれば、2週間遅れになりますが、町のほうからシルバーさんを通じて直接ポストには入れさせていただきますというサービスはさせていただいているつもりです。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 広報の配布なんですけれども、自治会に入っている方は1日、遅くと

も2日にはポストインされています。それ以外の方は今課長が言われたみたいに、2週間遅れになるんですかね。そういうなりますと、中身的にもちょっとずれが起こるような中身もあるかもしれないというふうに思っています。なぜ2週間後にしか、希望された人のところに行かないのか、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） こちらにつきましても、総代・自治会長会とも協議させていただいておりまして、やはり自治会加入のメリットとして、広報の配布をお互い配付し合う、役員さんになった方が配布していただくというところで、自治会に入っていらない方との差をつけてほしいというお声が非常に強いです。

また、2週間遅れになっている内容についてなんですけれども、広報広聴課のほうから、2週間遅れますので、月中までの事業は前月の広報紙のインフォメーションなどに掲載するのを徹底するよにということで、内部ではお伝えしておりまして、こちらのことに关しましても、今年度については、必ず掲載していくような形で、広報のほうでも前年度の内容を確認しながら、この内容は入れなくていいのかとかを現課に声をかけてしている現状です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） それは自治会等に入っている方、入っていない方に差をつけるという、それがいいののかもよく分からないんですけれども、住民を平等に扱おうと変な言い方ですけれども、みんな同じ条件で情報を知り得たいなというふうに思います。

そういう処理を対応をしている反面、1日にはコンビニとか公民館とかに置いていくというところで、そういうふうにされているということでは、むしろ自治会に入らなくても、1日に手に入るやんみたいなことにはならないんですか。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） そちらの矛盾している現状ではあるかと思っています。ただ、1日にやはり欲しいというお声もありますし、公共施設まで行くのが遠いというお声もあります。自治会に入りたくても、やはり役員とか当番ができないというお声もありまして、高齢者の方とか特にそうだと思うんですけれども、そういう方々もいらっしゃいます。公共施設だと5時15分、そこまでしか空いていないとか、コンビニエンスストアとか郵便局に行ったついでに、時間外でもコンビニエンスストアであれば、24時間手にしていただけるという

ところもありまして、極力広く、自治会に入ったから1日ではないようにということも、こちらのほうも考えて、配架はさせていただいています。

○委員長（岡田康則） ほかにございますか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 63ページの同じところなんですけれども、12委託料、広報紙配付業務44万2,000円は、これはだから、今話題になっている自治会に入っていない方に対して、シルバーさんに町民の税金を使って、それを配布をお願いしてもらうていると、こういう解釈でよろしいのでしょうかね。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） そちらの内容に関しましては、1日に自治会の役員さんであったり、集会場などに配付する分が約半分、後半月中に、戸別配布などをしていただく分が半分という形になっております。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） すみません、もう一度だけ、もう終わりますんで。

担当部長にもう2回、3回僕話ししているんです。皆さん共有しておいてほしいのは、15日にかわら版というのがありましたね。覚えてはりますか。15日に。廃止になりましたけれども、それを配るときに、1回目行ったときには、担当部長から、税金を大切に使わなあと。一緒に配ったら経費がかからないということで、かわら版と一緒に自治会に加入されていない方のやつと一緒に配ると、そうしたらお金がかからないと。ただ、かわら版、もうかなり前に終わっています。そうしたら、自治会長会で言われているかも分かりないですけども、その言うてはることも分かりますよ。差別化ということも。せやけれども、そんないけずしたらんでもええんちゃいますか。まして、それをやるに対して、一部分その反動として、皆さんの一般住民の税金を使ってやっているわけですから、その辺をちょっと公の考え方にちょっと立ち戻ることが必要ではないかなと私思いますけれども、その辺いかがですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 広報の配布、これまでも様々なご意見をいただきました。一番1日

に全戸配布すれば解決するのかなというふうには考えておるところですが、先ほど来申しておりますように、総代・自治会長会、これまで幾度となく話を持って行って議論をいただいております。その中では、やはり総代・自治会長会で配布をしたいというのが、災害のとき、また、いろんな犯罪があったとき、顔が見える関係を構築しておきたいんだというようなこともおっしゃっていますので、これについては、今しばらく、アンケートも令和5年取りましたので、もうしばらくこの形式で進めていきたいなというふうに考えております。

ただ、情報から漏れた方というのができるだけ少なくしたいという思いから、いろいろな郵便局であったりコンビニであったり、そういうところでも1日以降見られるような形を取っておるというところでご理解いただきたい。

そして、かわら版、15日ございました。それにつきましても、先ほど広報課長が申しましたように、できるだけ次の月の前半の分については、広報に載せていくというところに対応したいなというふうに考えております。

以上でご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡田康則） いいですか。

○委員（佐藤利治） すみません。

○委員長（岡田康則） じゃ、佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 一つ提案なんですけれども、集会場に、自治会のほうにも言っていますけれども、もう半日だけ、第一の土曜日の半日だけ、扉開けて置いておくから、玄関に。持って帰ってくださいというようなことのお知らせしたら、配達する無駄なお金要らないと思うんですわ。もうそれか、シルバーさんをお願いして、みんなの税金使って配るんであれば、自治会加入していない方に。できたら、皆さんが、僕らのところも、日によって、当番の人によって、1日とか2日もあります、来るとき。そやけれども、できたら、3日、4日、5日ぐらいまでには、いけずもそのぐらいにしてはなりませんか。僕そう思うんですけれども、その辺いかがですか。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 集会場への配架、これにつきましても、総代・自治会長会で一度話をさせていただいています。ただ、なかなかやはり同意を得られなかったということで、実現には至っておりません。いけずとおっしゃっているんですけれども、決していけずをしているわけではなくて、やはりその辺は区別ということでご理解いただきたいと思います。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 少し論点が変わるかもしれないんですけども、企画部長にお答えいただきたいんですね。広報紙の配布というのは、行政活動をお知らせするために必要性があると思うんですよ。行き渡らないということを考えれば、自治会に協力いただく、いただかないというのはそれは別に考えるべきであって、一つの手段として考えるべきであって、本来であれば、全ての転入されている、現住所をお持ちの世帯に対して、どんな形でも、例えば私も一般質問で触れましたけれども、電子版で見られるように促すですとか、そういった形で必ず目を通していただくというのが原則としてあるんじゃないのかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 確かにおっしゃるとおり、町の情報発信に一番重要なツールかなという認識はしております。電子版につきましては、毎月月初めにホームページのほうで発信をさせていただいております。そして、緊急なお知らせ等につきましては、いろんなSNS等を活用して配信をさせていただいております。何よりもやはり手に取って見ていただくことが必要やと思いますので、今後も魅力的な紙面の作成に努めていきたいなと思います。

○委員長（岡田康則） 大西委員。

○委員（大西孝幸） 私もちょうと経験上、この広報配付について、地元の自治会の役員をしまして、この広報についてもいろんな話がありました。そこで、自治会の会員に入ってくださいという唯一の方策として、自治会に入っていただけであれば配りますよという、そのことぐらいしか、自治会に入るメリットで、住民の方が一番メリットを受けるという部分については、そういうところしか、自治会に入ってくださいという根拠がなかなか得られなくて、苦肉の策で、要は本来ならば、行政としては全てお知らせする義務はあるんですから、全て周知しなければいけない。そういうことは分かりつつも、地元の自治会としては、自治会に入ってくださいという思いでこういう差別化を選択するしかないということで、そういう話に至ったことがありました。そういうことで、要は自治会に入っていただけであれば配るというメリット、そこしかないような議論だったと思います。

そういうことで、差別化というのもよくないですけども、そういうメリットがあると、共助という部分でも全体で考えれば、自治会に入っていただけであれば、助けることもお互いの気持ちが分かって、メリットがあるんじゃないかという、自治会で入っていなければ、要は助けないという意味じゃないんですけども、そういう苦肉の策で、そういう話をした記憶

がありました、以前。

以上です。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 同じく企画部長に確認したいんですけれども、別項目になるので、あえて触れていないんですよ。自治会加入という部分と、未加入者が増えてきているというところの部分は、方策としては、目的もあるし、方策としてはほかにあるということは、ご認識されていますよね。広報紙の配付だけではないですよ。そこだけ確認してここは終わらせたいと思います。

○企画部長（森嶋雅也） 委員長。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 確におっしゃるとおり、また、話はちょっとそれるんですけれども、まちづくり自治基本条例が施行されております。その中の第19条に、大字及び自治会等への加入、努力義務ではあるんですけれども、うたわれてございます。そういったところから、今後協働のまちづくりというのを進めていって、まちづくりに町民の皆さん自らが参画いただくような、そういう魅力あるまちづくりをしていくことで、自治会未加入問題、解決してまいりたいなというふうに考えております。

○委員長（岡田康則） いいですか。

ほかございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） そうしたら、暫時休憩したいと思います。次は財産管理費からいきたいと思います。

再開は3時からいたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○委員長（岡田康則） それでは、再開いたします。

ちょっと電波の具合で、試しに議員が入るだけちょっと斜めにしておりますけれども、気

にせずに進めていきたいと思います。

それでは、63ページの財産管理費からということで……。

(「64、65」と言う者あり)

○委員長（岡田康則） 財産管理費ってへんけれども、いいですか。

じゃ、なかったら64、65でいきましょう。早く進みましょう。よろしくお願いします。

64、65です。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 財産管理費ですけれども、ちょっと重複しますけれども、報償費の240万円、これ昨年と同額です。それとその下の需用費、修繕料、これ220万円、これについてちょっと内容をご説明いただけますか。

○管財課長（西村直貴） はい。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 報償費につきましては、昨年と同じく土地アドバイザーのほうの報償費になっております。修繕料に関しましては、金額的にはそのまま、庁舎の維持管理に関する修繕の部分の計上させていただいております。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 土地アドバイザー、これ20万掛ける12か月やと思うんですけれども、これについては、今年も20万ということで決定ですか。

○管財課長（西村直貴） はい。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 同じ形で業務のお願いする形で考えております。

○委員（長谷川伸一） はい、分かりました。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） ありがとうございます。

その下段のほうにあります調査研究委託で300万円ありますが、これは測量等の登記業務となっておるんですが、財産管財課のほうにおいての測量となると、普通用地とかの関連とか、どの用地の測量を検討しているのでしょうか。計画しているのか、教えてください。

○管財課長（西村直貴） はい。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 計画を、これをということではないんですけれども、町有地の売却の際に、そういった登記であったり、測量がきっちりと行われていない。また、境界、その復元をかけないといけないということが起こった場合に、随時調査委託、登記測量の業務を委託する形で、予算をかけさせていただいております。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 65ページの上のところなんですけれども、庁舎の維持補修費の補修費用が80万円ほど出ていますけれども、これは庁舎のどこに当たるのかというのと、その次の財産管理費の先ほどおっしゃっていた修繕料ですか、これも庁舎というふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、それはそれぞれどこになるのでしょうか。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） まず、庁舎維持補修費に関しましては、80万円という形なんですけれども、大きな工事を伴うような、大きな修繕が発生した場合に、この80万を利用するという形で考えさせていただいています。今のところ、何がという形ではないんですけれども、予備的な部分で80万円という部分を取らせていただいております。

それと、修繕費に関しては、庁舎の不具合の出た部分、それぞれの部分の補修という形を考えさせていただいています。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 庁舎の維持修繕費のところのどこと決まっていなくても、故障するであろうということで、予備として取っていると思っていいんですか。計画はあらかじめないということですよね、これ。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 庁舎の部分もありますし、あと、公用車であったりとか、そういった役場、庁舎に関する修繕の予備的な部分という形で考えていただければと思います。

○委員長（岡田康則） いいですか。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 65ページの14番の工事請負費、町有地草刈工事等で771万円かかって、説明資料もいただきまして、26ページよく読んでいますけれども、これ毎年、例年同じような草刈りで、年1回、2回やっておるんですけれども、もう少し工夫して、防草シートを敷くとか、そういった草刈りの費用をセーブできる、削減できるような方策は組まないのでしょうか。その点、これ以外にも草刈り、草刈りと出てくるんですけれども、ここにもう一つワンパターン過ぎてなっておるんで、ちょっとそこら辺を100万でも200万でも節約していただけるような予算を組んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 申し訳ありません。そういったちょっと検討というのはなかなかできてはいないんですけれども、これから、きっちりと、小さな部分の用地であったりとか、そういうことが可能である用地に関しては、少しちょっと考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） このページの下に書いてある町有地の草刈りなんですけれども、これは業者さんに出しておられるのか、職員さんがされているのか、こういった形でされていますか。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 業者に草刈りを委託している分の金額でございます。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） その業者ですけれども、ちょっと教えてください。業者の名前を教えてください。

（「それは……」と言う者あり）

○委員（馬場千恵子） 名前はあかんのやな、分かりました。

どれぐらいのところで、1社か2社かでされているのか。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 数社の見積り合わせで実施をさせていただいております。

○委員長（岡田康則） よろしいですか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） またいでしまうんですけれども、節の14、この町有地草刈り工事のその次の項目、すみません、ちょっとまたいでしまいますけれども……。

○委員長（岡田康則） 次のページいくからちょっと待って。

○委員（佐藤利治） 分かりました。

○委員長（岡田康則） ほかがございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） このページなければ次いきます。

66、67。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 同じ草刈りというか、樹木の伐採、これは近鉄と名前が入っているぐらいですから、うちの指名業者でなくて、近鉄系の業者に委託をせなあかんのですか。それともうちの業者でやれるんですか。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） この工事に関しましては、田原本線の池部駅の庁舎北側の部分になるんですけれども、近鉄さんが実施される工事に今回町有部分の支障木も同時に伐採していただけるということで、費用については、その作業に係る費用のみを町のほうで負担していただきたいというお申出がありましたので、今回予算として計上させていただいております。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 今同じ件ですけれども、ちょっと2年ほど前に周辺まずやられたと思うんですが、今回ののはその奥というか、その連続ということなんでしょうか。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 今回はその鉄道の近鉄電車さん自体が、鉄道に係る部分での支障木というのを作業されるということですので、その工事の際に同時に実施をしていただくという形であります。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そういった沿線沿いとしては、一応これで一通り終わるということになるのでしょうか。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） 完全に町内の庁舎の敷地内という部分ではないんですけれども、鉄道に関して支障の出る部分というのを近鉄さんのほうからの要望もあって、今回工事のほうを実施させていただいております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 庁舎前のエリア、きれいになってよかったし、また維持をするというのは大変やと思うんですが、その辺では、ここ辺りの全体のエリアの維持は高いものもありますけれども、例年の経常的な維持管理計画立てて、きれいにして継続させていくという方針で進めるのでしょうか。

○委員長（岡田康則） 西村課長。

○管財課長（西村直貴） お見込みのとおりでございます。

○委員長（岡田康則） ほかがございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ、次のページにいきます。

68、69。

○委員（杵本貴司） 委員長。

○委員長（岡田康則） 貴司委員。

○委員（杵本貴司） 69ページの12番の委託料のその他のところなんですけれども、長期ビジョンに係る基礎調査業務というふうに書かれておるんですけれども、マスタープランとかこれから策定していく上での基礎調査始めるということなんですけれども、町長の所信表明にある企業誘致というところで固まったちょっと予算というのはないんですけれども、この基礎調査の中でも、企業誘致も含めて調査等行いながら分析して、方針を立てていくような形で進めていただけるのでしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 今長期ビジョン、新長期ビジョンについてですけれども、この委託内容につきましては、専門的な分野というのをお願いをしておるんですけれども、今おっしゃったような企業誘致という部分含めて、プラス町長がいつも施政方針等におっしゃっているような観光と言った部分につきましても、検討していくということで考えております。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 同じところなんですけれども、この基礎調査業務ということで、令和6年の予算に計上されているということですので、これのできる時期というのは、やっぱり令和6年内ということで理解していいんですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） お見込みのとおりでございます。

○委員長（岡田康則） ほかございますか。

なければ、次のページにいきます……。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） すみません、では、常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私も委託料のところで質問させていただきたいんですけれども、資料請求もさせていただいております。回答の内容を見ますと、現行の河合町人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等の分析検証と、これ業者の方に頼むんですか。わざわざする必要ないと思うんですけれども、これは自分の部署で確認するというか、そういったことはできないんですか。わざわざ外注、委託する必要があるのかというところの部分確認したいんですけれども、いかがですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 人口的な今後の推移というのは、ある一定のコーホート法とか、生残率とかといういろんな専門的な知識が要ります。それをシステム上に入れば、できないこともないのかも分からないんですけれども、今社人研の人口推移とか、今の河合町

の現状とか、その辺を全て網羅した上で、総合的に考えていただくという専門的な部分が出てきますので、その部分についてお願いをしたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 予算に関連することなので、乖離と言いますか、逸脱するのは本筋ではないのかもしれないんですけども、過去私以外の議員からも、都市計画マスタープラン策定するですとか、いつやるんだと。どのタイミングで完了するんだと、何度も何度も質疑をさせていただいている中で、進めておりますというお話を答弁としてはされているわけですね。繰り返しているわけですよ。お伺いしますけれども、今まで、じゃ、こういった具体的な実体値と今後の数値の推移を、検討するための調査は町の予算使ってしていなかったということですか。基礎データあるんじゃないですか。マスタープランつくるために、データ保持するために、調査行っていたんじゃないんですか。全くないんですか。今までのことが全部まやかしたかったと判断せざるを得ないんですけれども、そのあたりのところどういうご認識なんですか。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 総合計画、そして、都市計画マスタープラン、さきの一般質問の中でも連携して、令和6年度一緒に検討していきたいというお答えをさせていただいたところでございますが、都市計画マスタープランにつきましては、都市計画基礎調査というのをベースにしております。それに基づいて、体系を加えていくと。

そして、今、これから総合計画を策定していくんですが、人口ビジョンというのが大きな要因になってきております。これにつきましては、昨年社人研、国立社会保障人口問題研究所が新たな見通しを掲げまして、それに基づいた修正を加えていけないといけないというところで、これまで総合計画につきましては、職員でできるところは職員でやっていくというところで、費用をかなり抑えて取り組んでまいりました。今回につきましても、職員でできるところは職員でやるという方向は変わってございません。ただ、今言っております人口動態の見直し作業につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、コーホート要因法というのがございまして、ゼロ歳から5歳区分のコーホートという階層ごとに、出生率であったり、生残率であったり、国際人口の移動率であったり、そういったパラメーターを乗じて検討していけないといけないというところで、なかなか職員では難しい。そのあたりを業者発注するというところでございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 詳細にわたってご説明いただきましてありがとうございました。

私としてお伺いしているのは、令和5年の今現時点までしていたのか、していなかったのかだけご回答いただければと思ったんですが、内容については分かりました。

もう一度確認したいんですけども、一部はしているということですね。

○企画部長（森嶋雅也） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） これまでも、計画を立てる際には、そういう調査はしております。

今回はその見直し作業が必要だという認識でいただけたらなというふうに思います。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） これ総合計画と都市計画マスタープランに関連して、私何回も一般質問しております。そのときの説明では、前回の一番、ちょっと何月議会か覚えていませんが、部長のほうからも、こういう外部に委託して調査する必要はないようなニュアンスの答弁いただきました。今までにデータが蓄積しているから、それを活用して、河合町の新しい森川町政になった段階で、今年度総合計画を策定していくというようになっております。だから、600万円というのは、ちょっともったいないなと思います。

実際に今まで国勢調査を行った、そういったデータで基礎データを入れて、都市計画やっているんですが、残念ながら河合町は、夢ビジョン、その次に、河合愛A I 構想についても、こういった外部から委託していません。そういったことで、今まで培ったデータがあるはずですから、それを使って今度の総合計画をつくっていただくように私は思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） これまでも、例えばまち再生総合戦略というのを策定したときに、人口動態調査をしております。先ほども申しましたように、その見直しがあったというところで、その作業がどうしても必要になってきます。そして、住民さんの意見、これが、私がかねてより申ししておりましたEBPM、根拠のある政策決定の一番の根拠になるのが、その住民さんの意見ということで認識をしております。その辺につきましては、これまでの知

見もございます。そして、窓口でのアンケート等もございます。それから、RESASという地域経済分析のツールもございますので、そういったものを使いながら、そのあたりは町職員でやっていこうと考えております。

ほかの町に比べたら、非常に安い、安価な費用でこれまでやってまいりましたので、その点については、今後も職員でできるところはやっていくという姿勢は崩さないでいこうかなと考えております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） では、内容について確認したいんですけども、これまづ何年のビジョンで考えられる形で、構想を進めるつもりでいらっしゃるのか。それと、言わば策定されてから、それ以降何年の部分を想定して、ビジョンを策定するのか。

私として懸念していることとしてもう一点あるのは、先ほど長谷川委員のほうからもありましたけれども、夢ビジョンでしょう、河合町愛AI構想でしょう、町長が変わるたびに新しいビジョンが出るんですよ。その取扱いについてどうするんですかという話に必ずなるんですね。そこで、去年もありましたけれども、これ新しい新長期ビジョンという形で策定された際には、条例化も考えるんですか。それとも、概念ですとか、そういった形で甘んずる形なんですか。そこも確認したいんですが、この2点お答えいただけますか。

○委員長（岡田康則） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 新たにつくりますものにつきましては、基本構想は10年、そして、基本計画、前期5年、後期5年、あくまで現時点での想定でございます。それに基づいて策定をしてみたい。

それから、総合計画は、大きく3つに分類されておまして、基本理念と、それが一番上位にあるんですけども、基本理念に基づいて、基本構想があって、その下に基本計画があると。基本理念につきましては、トップが変わっても、まちづくり自治基本条例という最高規範がございますので、それに準ずる形になる。そして、議会基本条例の議決事項にもなっておりますので、そのあたりは皆さん方でしっかりと審議をしていただいて、確定したものにつくり上げていきたいなというふうに考えております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 質問にご答弁いただいていないので、再度質問させていただきますが、

条例化目指すんですか。そうでないんですか。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 条例化というのが、ちょっといまいちイメージできないんですけども、まちづくり自治基本条例で既に定めています。総合計画を策定するというのが定められておりますし、議会基本条例でも議決事項として定められておりますので、新たに総合計画を条例化するということは、現時点では考えてございません。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） それではお伺いしますが、条例化の部分を考えていらっしゃるということは、フレキシブルに対応できるような構想という形なんですかね。そういった形になると。例えば条例化という形になれば、必ず実行していくという目標を立てて、それに向かって財政の内容を全て刷新するような形で一生懸命にやりますよというようなイメージの形になりますけれども、感じるところではあるんですけども、あくまで構想と言いますか、そういった形の今ビジョンで考えていらっしゃるというところで、お金としてこのぐらい使うということで解してよろしいですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 先ほど申しましたように、まちづくり自治基本条例の第26条に総合計画定められております。その中で基本理念、基本原則、そういったものは変わらないと。それに基づいて、基本計画、実施計画の段階になれば、その都度変更は生じてくるものと考えております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） すみません、時間を使っちゃって申し訳ないんですが、最後に町長にお伺いします。

まちづくり自治基本条例、施政方針の中でも、しっかりとそれを踏襲していきますという形でお話あったと思うんですが、これに関しては間違いはないですね。細かいことは聞きません。条文の一条条のこうではないんですよ。基本理念のところの部分はしっかりと森川町政の形としても踏襲していくと、そういった形のお考えをお伺いしたんですけども、いかがですか。

○町長（森川喜之） 委員長。

○委員長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤委員のご質問にお答えいたします。

そのとおりでございますし、ただ、やはり大きなこれからまちづくり、今までの行政と違うのは、やはり利益を生み出すというか、税率を生み出すような仕組みを考えてまいりたいということで、まず民間の方の発想を取り入れるための一つの施策でございます。どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 関連して1つだけお願いがあります。この600万、まだ何も決まってい
ないのかも分かりませんが、見積りを業者さんから取ったりとか、もしあれやったら、
その経過でしたら、業者名消していただいて、内容、こういうふうな形で600万使うんやと。
この部分は内部でやってしまうとか。なぜそんなことを言うかという、河合愛A I 構想で
は、課長から先日160万であそこまで盛り上げた、職員の力でという話があったんで、あ
まりにもちょっと桁違いに数字が大きくないかなと思って。外部の人にそれだけお金をまく
必要があるのかどうなのか。その辺ちょっと疑問があるんで、その辺お願いします。

○政策調整課長（岡田健太郎） 委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 河合愛A I 構想のときは、既にいろいろなデータがございま
したので、更新という作業は特にせず、今までの分を集めて、エンジン部分というのを役場
内でつくりました。160万円という部分につきましては、基本的にはボディの部分をお任せ
したということでございますので、そういう経費になっております。

今回につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、資料請求にもございます、お
答えしているとおりでなんですけれども、そういった形で専門的な分野という部分、今回先ほ
ど部長のほうも述べましたけれども、社人研のほうの更新が出たということも踏まえまして、
こういった経費で計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員（常盤繁範） いいですか。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） じゃ、その見積りはもらわれへんか。

○委員長（岡田康則） 手挙げて言って。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 僕言うたこと答えてもらえますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 現時点でいただいている部分は、その研究員といいますか、作業していただく方の人日の分の積上げでございますので、それを元に算出しているということでございます。

以上です。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 先ほどから出ている分で、河合町、これ総務省のほうで、平成24年に総合計画の条例化についてはあえてしなくてもいいよと。しかし、また同日付で任意でやってもええよということで、河合町は総合計画は条例化しないという先ほどの部長の答え、これは分かりました。それで、これ業者に対して、今回600万円委託料、分かるんです。

しかし、総合計画というのは、あくまで住民の意向に反映した計画。というのは地域によってそれぞれ実情が違うんで、そのあたりをやはりパブコメとか、タウンミーティング、そこらを頻繁にやった上で、住民の意向を反映した総合計画でないと駄目なんです。業者に丸投げじゃないので、調査とかできない部分はそれでいいんですけども、やはり前町長時代はそこらのタウンミーティング、パブコメ、そこはやっぱり充実していなかったなど。だから、必ず素案、中間案の段階で、必ず住民にこういうふうに出上がっているということで、提示していただくようにしてください。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 先ほど申しましたように、住民の皆様のご意見、一番大切かなというふうに思っております。3月3日にまちづくり自治基本条例ワークショップを開催しております、その中でももう既にいろいろなご意見いただいております。そういったところから、住民の皆さんの意見を一番に反映してまいりたいなというふうに考えております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 改めて、ちょっとスケジュールを確認しておきたいんですが、年度内ということでもありますけれども、当然調査委託でも、いつまでにとまっていると思うんですが、そういう意味で、基本的な素案についてはいつ頃までに。それとまた、この資料の中では、審議会等をつくってみたいのがあります。その辺で言ったら、年度内につくり上げるという点で言うたら、もう少し詰めたテンポはどう考えているのかということについて伺いたいと思います。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） この辺につきましては、非常に厳しいタイトなスケジュールだなというふうに考えておりまして、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） その関係もありますけれども、ただ、例えばA I 構想にしても、たしかあれ10年間ぐらいのスパンのものとして、それこそ、つくるのに2年ぐらいかかって、3年目ぐらいからでしたから、言わばこれからという構想の一部やったんです。今度また10年間ということになりますと、要するにあまり冠を変えるんじゃないくて、もう少し、町として柱を据えて、確かに町長もし変わっても、修正で行くぐらいの、それぐらいのものをやっぱりつくらないといかんのではないかなと思うんですが、そういう点でいくと、ちょっと今回の位置づけを、そういう意味で言ったら当然引き継ぐこともあると思うんですが、もうちょっと説明しておいてほしいなと思うんですが。

○町長（森川喜之） はい。

○委員長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本委員のご質問にお答えします。

今、お話を聞かせていただいて、前政権のいいところは引継ぎ、また、遅いところは早くするようにしていきたいと考えています、基本的には。タイムスケジュールとして、私は与えられた任期は4年でございます。この4年間で皆さん方にしっかりとご議論をいただいて、この町のまず財政改革なり、また方向性を、この4年間の間にしっかりつくっていききたいと思います。

1年経ちましたけれども、この1年、今までのこの河合町の情勢を見させていただきました。前政権のやってこられた形、是々非々の形で見させていただきましたので、この6年度の予算で、まず計画を立てさせていただいて、花で言うなら、まだ種をまいたような状態を想定しています。できるだけ早くその花を咲かせるように、しっかりとこの予算を粛々と進めていって、できましたら、自分の任期中にしっかりと花を咲かせてみたいなど、こういうふうに思っています。

時期的なものについては、一つ一つ住民の皆さんにも、この6年度の予算が決まれば、タウンミーティングなりを通じて方向性を示していきますし、また、議会の皆さんのご同意を得て、そういうふうな住民一体のまちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、詳しいタイムスケジュールと、この年はこの年というような定義は今できませんけれども、しっかりと早急に進めなくてはならないと、そのように考えておりますので、どうかご了承のほどお願いいたします。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 森川町長の思いは分かります。令和元年に清原町政が始まって、過去の1、2、3年、4年と経緯を思い起こしますと、今までの清原町政の進み方と、言うたら悪いですが、森川町長の進み方比較させていただきますと、きつい言葉になりますけれども、かなり遅れていると思います。こういうビジョンでお金をかけるのも必要かも分かりませんが、タウンミーティングするなり、もっと町外、町内に出ていただいて、意見を吸収していただきたいんです。そういったスケジュールが全く今見えていません。森川さんが、町政がこの4年間で全部できるのか。そういうふうな言い方をして、もっと具体的にスケジュールを立てていただけますか。その点をちょっとお願いします。逸脱しますけれども。

○町長（森川喜之） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 長谷川委員のご質問にお答えします。

長期ビジョンの計画を皆さんにまた早急にお知らせをしたいと思います。この今までの行政の遅れ、本当に私も外部から町に入るまでしっかりと見させていただいておりましたし、私になって本当にこの1年、本当にどの辺が遅れたのか、また、どう進めていったらいいのかという中で、この6年度の予算に書かせていただいているとおりでございます。一日でも

早く、住民の皆さんの思いをやっていききたいと思いますし、進めてまいりたいと思います。

それと、この予算について、やはり外部の官民の一体的な情報収集も一つ必要だと私は考えております。今から一から住民の方の意見も、今までにも集約されていると思いますけれども、やはりここで民間のお知恵、これ民間企業とタイアップして、民間のいろんな調査報告を聞く。このことも私は大事ななと思っています。職員だけでは限界があります。今まで計画をつくられてきたけれども、やはりもう一つ進みにくいというのは、行政側の話だけでは、計画だけではなかなか住民のご理解が得ないと、私はそのように考えて、今回民間の力、また、民間の調査を踏まえて、早急にこの計画を進めるための一つの方策だと私は考えます。

ですので、やはり今までの遅い形を猛スピードでやれるためには、このような財政措置を取らせていただきますと、そのようにご理解していただければありがたいと思います。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） では、別の項目のほうの質疑をさせていただければと思います。細則18の負担金の部分です。「すむ・奈良・ほっかつ！」推進協議会負担金という形で、金額としては25万なんですけれども、後に出てきますけれども、新規の負担金として、WEST NARAというところの広域観光推進協議会の負担金というところで、新規で出されております。確認したいんですけれども、ほっかつ4町の「すむ・奈良・ほっかつ！」という事業負担金の部分、必要性あると思ってこれ計上されているんですか。どちらかという、新たに町長になりました森川町長は、北西部をもっと大きなビジョンで連携し合いながら、もっと有効に観光資源を活用しながらしていこうと、私はその考え方というのは間違っていないと思うんですよ。今までむしろ小さ過ぎたような気がするんです。そう考えると、両方にこれ負担する必要があるのかなと。もっと大きなくくりとして、思い切ってこのWEST NARAのほうだけしっかりと注力してやるべきではないのかと思うんですけれども、どのようにお考えになっていますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） この「すむ・奈良・ほっかつ！」という事業につきましては、今現時点では、河合町で進めさせていただいた御墳印帖プロジェクトというのを広域展開しているところでございます。ということで、河合町含めてあと3町、このほっかつが、この御墳印帖プロジェクトというのをほっかつに広げて、今やっていこうということで、今取

り組み始めたところでございます。令和6年度につきましても、この事業を元に、いろんな展開を図っていくというところで、今回計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 注文つける形で申し訳ないんですけども、私としましては、事業として実際に進んでいることというのは理解できているんですよ。その上で申し上げております。しっかりと私としましては、もっと大きなビジョンとして、WEST NARAという事業がございますから、今現状で済むなら、ほっかつの部分で進めている事業の部分のしっかりと移管する形の方でうまく持って行って、どちらか選んでくださいよ。これ、両方に顔を出して、両方に負担していると、そんな余裕ないと思うんですね。しっかりとその辺精査してってくださいよ。その代わり、しっかりとそのかけた費用に対して返ってくるものを考えた上で行っていただきたい。どっちにもという形で旧態依然とした形で予算分配するのは非常にもったいない。そこは考えていただきたいんですけども、政策調整課長、いかがですか、企画部長、どちらかでも結構です。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） WEST NARA、また後ほど出てきますが、来年度から取り組む事業でございます。その辺のすみ分けにつきましては、来年度一度走ってみて、課題抽出して、また改善をしてまいりたいと考えております。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 官民連携事業負担金、これちょっと教えてください。この官民の民というのは、個人なのか団体なのか。団体であれば、河合町内の事業者、それとも河合町外、もしくは北葛城郡外、どれを指しているのか、ちょっと説明願えますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） こちらにつきましては、今包括連携協定等を含めて、河合町と協定を結んでいるような団体さんを想定しているところでございます。

以上です。

○委員（中山義英） はい。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） そうしたら、例えば町外とか、もしくは県外の事業者と、なんか河合町の発展のために協議しようと思うときは出てこないということですね、このお金からは。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 今想定しているのは、連携協定をしている団体さんということですけども、今、中山委員おっしゃったように、基本的には官民連携をすることによって、町の発展を資する部分につきましては、対象になるということは現時点では検討しているところでございます。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） そしたら、次は70、71、お願いします。ございませんか。

貴司委員。

○委員（杵本貴司） 委員長。

○委員長（岡田康則） 杵本議員。

○委員（杵本貴司） 71ページの7番の観光施策費の中の18番負担金、補助及び交付金の中のこの万博実行委員の負担金なんですけれども、万博また開催される予定ではあるんですけれども、この中で、負担金も払いつつ、河合町何かPRできるような舞台というか、そういう機会がこの中で設けられるような予定があるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） ご質問ありがとうございます。

万博の中で県の担当者のほうから説明を受けている範囲になりますが、こちらのほうの資料請求いただきました中にも入っております。内容に絡んでまいります。皆さんも多分ご存じかと思うんですけれども、映画監督の河瀬直美さんのパビリオンというのが、万博の中にございます。こちらのパビリオンの中でも、奈良県、オール奈良でのイベントを今要望していて、ほぼできるであろうというふうには聞いております。

また、この河瀬直美さんのほうで、奈良県内39市町村のプロモーションビデオなどもおつ

くりいただいて、その期間内流していただく。また、その前後、市町村のほうにもその動画頂きまして、自由に使えるというふうに聞いております。

また、関西パビリオンのほうです。関西パビリオンは都道府県単位でないと借りられないといったパビリオンになっているんですけれども、そちらのほうでも約1週間奈良県のイベントを予定されているということです。そちらのほうでは、VR、バーチャルリアリティーの動画を流したりというようなことも聞いております。バーチャルリアリティー、河合町のほうで民俗文化財指定しております砂かけ祭りが非常にVRのほうもマスクというか、目にかけるものではなく、ドーム的なものでバーチャルリアリティーを想定しているというふうに聞いておりますので、そちらのほうには、砂かけ祭、非常に訴求力のある動画、バーチャルリアリティーとして持っていけるのではないかとということで、うちのほうも、去年、今年と砂かけ祭のほう参加させていただいた、去年買わせていただいた備品の360度カメラのほうで砂かけてもらうという動画を撮らせていただいたりもしている、準備はさせていただいている状況です。

そのほかにも、県から聞いております内容といたしましては、県内市町村だけではなくて、交通業者、また、旅行業者、商工業者なども含みまして、この約2年間にわたって、来年、再来年、誘客のほうをかなり強化したいということで、奈良県にお金を落としてもらうための策、河合町もこれから観光と商工を発展させたいということでありますので、そこにはかなり合致した内容になっているかと思っております。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私どちらかというと奈良県にいろいろ社会活動するより、ほかの場所で社会活動しているんで、慣れているところあるんですけれども、奈良県民の方々は、奈良県議会の予算案が何でもそのとおりに通るような感覚でいらっしゃると思うんですけれども、来年度の予算のものに関しては、これ不透明な状態であると思います。これに関しましては、奈良県についての部分で、この万博の件の同じ箇所なんですけれども、質問させていただきたいんですが、これ奈良県のほうから、こういう形でしませんかという形のことで予算配分しているところがあると思うんですが、もし仮に県議会の動向で、金額等、また内容等が変更になった場合は、しっかりとその推移を我々議会議員のほうに、基礎自治体の議会議員に対しても、お知らせいただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがですか。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） もちろん共有してまいりたいと考えております。

○委員長（岡田康則） ほかございますか。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 71ページの上のほうから4行目、東京圏からの県内移住支援金、これは令和5年度実績がどういうぐらいいしたか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） こちらにつきましては、実績がゼロとなっております。
以上です。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） これ前から疑問に思っていたのが、何で東京なんと。恐らく一極集中という形で思っておられると思うんですけども、もうちょっと東京以外でもやってもいいんじゃないのかなと。その辺ゼロということは、全くこのお金100万円は効果ないという形になるんですが、恐らく周知方法とかそういったところの見直しも必要なんかなと思うんですが、これは本当に100万、東京からという限定で、また6年度もいけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） こちらの経費につきましては、国の事業になっておりまして、まず手を挙げる、挙げないという部分がございます。河合町の場合はまずはアクションとしては起こしているということで、100万円という部分につきましても、この4分の1、一般財源としては25万円にはなるとは思いますけれども、そういった経費として、国の事業にのっっているということで、それに手を挙げているということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） そうしたら、それは東京に決定されているわけですか。例えば今年であれば石川からでも使えると思うんですけども。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） こちらの支援金につきましては、先ほど東京圏という部分につきまして、一極集中というところの解消が一つのメインでございます。あとは地方の労働力不足という部分も解消するということで、できるだけ東京圏から地方に流れていくというものの限定的な支援金と、国の事業ということで挙げさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ちょっと今の件に関連してお聞きしますけれども、手を挙げているということでしたけれども、近隣の町なんかはこの事業には参加しているのでしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 今現時点で奈良県下で、令和6年度の事業につきましては、手を挙げているところ、手を挙げていないところもございます。ただ挙げていないところはほとんどないと思いますし、今現時点で、私が把握している限りでは、新聞報道で1団体でございましたので、そこは確実にしていないんだろうと思いますけれども、そのほかはほとんど挙げているという状況でございます。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それであれば、奈良県全体でこれ参加している自治体の関係で、実績というのはどれほどになっているのかというのは分かるんですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 令和4年度の実績にはなるんですけども、ほぼ南部東部の団体さんには1件、2件という実績はございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） もうこれ多分四、五年やっていると思うんですけれども、全県下でそれだけということであれば、それこそ予算的には多分数千万の費用が、もうちょっと要るかもしれないぐらいの、こういうことというのはちょっと政策的にはやっぱりおかしいんじゃないかなという点から見たら、やはり言われているのは、見直しを求めるとか、もしくはあまり意味ないんやったらもう抜けるとか、25万でも要るんであればというようなことも含めて、ちょっと考えるものではないかと思うんですが、そんな動きはないんですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） もちろんそのあたりはいろいろと奈良県のほうもいろいろ検討していらっしゃるところです。今現時点では、ほっかつの4町につきましては、これを手挙げているということでございますので、この点について、横に倣えということではないんですけれども、今現時点では手を挙げているということでございます。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ちょっとさっきのに関係で、取りあえずほっかつ4町の実績はゼロなんですか、ずっと。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 令和4年度につきましては、実績としては、ほっかつでは2件ございます。こちらにつきましては、コロナ禍のときにテレワークという部分も対象にはなるというようなこともありましたので、そういった部分で2件ございます。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 71ページ、節13のまちづくり自治基本条例推進経費247万9,000円ですか、これ内容を、予算案の概要の21ページにも具体的に書かれているんですけれども、ちょっと

分かりにくいところがあるので、説明を求めたいんですが。この条例の具体化に向けて、仮称協働のまちづくり推進計画の策定を進めるとともに、町民や町職員等の条例に対する理解促進を図る。具体的に何かたくさんあっても、代表的なやつ2つぐらいちょっと教えてもらえませんか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 今現時点では、この推進計画を策定するために計上している経費でございまして、先ほど森嶋部長も申しましたとおり、ワークショップをして、町民さんのご意見をいただいたりとか、あと、進める審議会の支援とか、そういった部分について計上しているところでございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そうしたら、万博の件でちょっともう少し幾つか伺います。

1つは、頂いた資料のほう、ちょっと見えにくいですがけれども、見た範囲ですと、一応河合町の分担金というのは、今年90万円、来年90万、計180万が予定だということでもいいんですか。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） 今おっしゃったとおりになります。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） その上で、上のほうの全体像はあまりよく分かりにくいですが、県全体の実行委員会の中の分担金ということですが、そうすると、もしなんか今後の取組いかんでは、その枠が広がるとか、負担が増えてくるという可能性もあるような約束ごとというか、そういうことにはなっていないんですか。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） 今聞いております範囲では、上がることはないと聞いております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） その上で、具体的な幾つかの中で、一番あれなのが、未来を担う子供たちへの招待という事業が入っているということですから、これは河合町で言うたら、例えば何人ぐらい招待というか、対象になるとかいうのは出ているんですか。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） まだ市町村にはその情報は来ておりません。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ただ、その際、そのとき招待する費用というのは、この負担金の中に入っているんですか。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） こちらの今分担金及び資料のほうで抜粋しております事業の中身に関しましては、町からの追加はないという理解でお願いします。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ということは、この招待事業に係っても、例えば町内の何人の子供をほんなら行ってもらおうというのはまだ分らないですが、その辺も含めて、新たな費用というか、どの予算になるのかなと思うていたんですけれども、そういうものは今のところないはずだということよろしいんですか。

○委員長（岡田康則） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） おっしゃるとおりです。

○委員長（岡田康則） ほかがございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ次のページにいきます。

72、73、ございませんでしょうか。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 交通安全啓発費のところ、免許証を返納した場合の扱いということで、I Cカード3,000円分ということなんですけれども、よかったかな、これで。これ遡って5年間申請できるというのをどこかで必ず書いておいてもらったらいいかなというふうに

思います。

○委員長（岡田康則） 川村安心安全課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ちょっと聞こえにくかったんですけども、もう一度よろしいですか。

○委員長（岡田康則） 馬場さん、お願いします。

○委員（馬場千恵子） 交通安全啓発費のところですけども、免許証を返納した場合、遡って5年申請できるというふうになっていたかと思うんですけども、それは継続しているものですか。

○委員長（岡田康則） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 近年高齢者の交通事故が多いということで、高齢者の免許返納に伴い、交通手段の支援の充実ということで、今年度は令和元年の12月1日の道交法に基づいて、返納から5年以内のものに対して、交通系ICカードを広く支援してきたということで、来年度、6年度からは、返納を促進するという目的で、これから返納していただいた人に対して、交通ICカードを支援するものだというので、人数がちょっと減っていますので、予算も減っているという状況です。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 同じところなんですけれども、免許証自主返納のところ、これ15万ということは、計算式だけ教えて欲しいんですけども、3,000割ることの15万で人数が出ることでもいいんですか。間違いですか。

○委員長（岡田康則） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） そのとおりでございます。50人掛ける3,000円で15万円でございます。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 73ページの上段の委託料、これまちづくり自治基本条例の普及支援業務委託、200万。これちょっと私の周りでもほとんど知らないです、河合町まちづくり自治基本条例。これ相手の委託先、どのように考えておられるのか。これ普及支援業務委託、相手の業者はちゃんと普及していると思ってはるのかどうか。最初のときはお金要ると分かるん

ですよ。でも、これ何年も続けていたら、ある程度は浸透しているはずだと思うんですけども、ちょっと周りで聞いても、全然ご存じない方が多い。相手の業者というのはどない思っているのか。これまた200万つけてきているので。そこらあたりどういうふうな思惑で200万円をつけてこられたのか。ちょっとその辺の考えをお聞かせ願いたいと思ひまして。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） この200万円はあくまでも業者さんへの委託という、お手伝いしていただく経費でございまして、今おっしゃったみたいに、町民さんが、なかなかこのまちづくり基本条例という部分について、理解浸透していないと。周知もなかなかできていないんじゃないかということにつきましては、行政側の部分もありますので、その辺は真摯に受け止めて、情報発信等今後もしていきたいと思ひっております。

以上です。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） やるからには、やはり浸透するように、業者にお金払うは全然町民に対しては浸透していない。これ全然話にならないんで、そこらもうちょっと町のほうも工夫して、この200万が生きるような何かやり方を考えてもらわないと駄目だと思います。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 同じところなんですけれども、委託料12万ですね。節12議会基本条例普及支援業務、これに関しましては、昨年度において、実際に委託されている業者さんたちが、NPO団体の方々が、実際にその審議会に向けて、その会議において、何もあまりしていないんじゃないのかと、元総務部長さんでいらっしゃった方がうちの町の、一生懸命にされている姿しか見えないと、苦言を呈させていただいたことがございます。

それ以後、今年度に関しましては、率先的にいろいろしていただいて、また、その都度に、協議会ごとに、審議会ごとに、レクチャーしていただくための研修会を開いていただくとか、すごく細やかな形に変わっていつてまいりました。そういった意味としましては、この予算計上評価させていただきたいと思うんですが、一つ宿題という形で、来年度においてこの業者さんにまた同じように委託するんであれば、お願いしたいことがございます。内容としましては、その業者さんたちもおっしゃっているんですけども、この基本条例が広まるのは、

委員の方々が語り部として、していただくことが一番効果がありますという形で周知しているんですね。我々としては、先ほど中山委員のほうからもありましたように、いまいち反映されていないんですよ、周知が。ですので、そのアイデアをそろそろその方々、委託していただく方々からアイデアを引き出すという形を、できればオーダーとして加えていただきたいと思いますと思うんですけども、可能でしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 今この計上させていただいている200万のうちの内容につきましては、まだもちろん未定と言いますか、予算の段階でございますので、今おっしゃったような内容を含めて検討させていただきます。

以上です。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） この基本条例普及支援業務委託、先日もワークショップ傍聴させてもらいました。NPO法人の方が非常に熱心にご説明していただいて勉強になることあったんですが、残念ながら町民サイドの参加者が非常に少なくて、そこら辺のほうでもっといろんなご意見がいただけるかなと思ったんですけども、ちょっとそこら辺が不備でありました。この令和6年度については、何回ワークショップを行う計画か、多分もう頭の中は構想を練っておられると思うので、スケジュール教えていただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 人数につきましては、あまりにも多過ぎるとご意見が出にくいというようなこともございまして、30名という定員でさせていただきました。実際は20名強という参加者でございましたが、後にいろんな話を聞いておりますと、人数的には発言しやすい環境であったということで、高評価を得ております。

あと、来年度につきまして、ワークショップは多くて2回かなというところを考えております。

以上です。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 恐らく委託されている事業者、ほかの自治体もやっていると思うんですけども、ほかの自治体と比較して、この200万、高いか安いかわかる、お答えいただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） すみません、他市町村につきましては、いろんなボリュームがございますので、どこでこれが妥当なのかという部分はちょっと私も分かりかねるところはございますけれども、ただ、今見積りをいろいろと照会させていただいておるところでございます、今この200万という計上させていただいているのは、もともともう少し高い金額で設定されておりました。というところがございますので、かなり努力はさせていただいたのかなというところで思っております。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 交通安全対策もいきますけれども、ないですか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ、次のページにいきますけれども、ここで暫時休憩します。

あの時計で15分まで、すみません。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時15分

○委員長（岡田康則） 再開します。

それでは74、75からスタートします。ございませんか。

○委員（杵本貴司） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 貴司委員。

○委員（杵本貴司） 75ページの4番の通学路の交通安全施設費のところなんですけれども、これ例年学校と教育委員会さんとPTAと、高田土木の方とか集まって、通学路の危険箇所を見ながら優先順位をつけて修繕していつてくれはるというような形でやってもらっているところなんですけれども、これ例年要望した分が全部かなうわけではなく、幾つかちょっと

漏れてくるところがあるんですけども、ここの通学路の施設の建設事業費と、前のページの交通安全施設費のところに工事請負費等もあるんですけども、あそこのPTAとか集まるような会議で、要望したところが漏れた分は、こっちの前のほうの工事請負費でも補充してやってもらうような形になっているのか、そこはPTAで上がってきた要望は要望で、通学路の中でしかかなえられないのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 通学路の交通安全施設費で対応できない場合につきましては、交通安全施設費であったり、道路橋梁整備維持費で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 私も同じところなんですけれども、カーブミラーの設置の条件とか、順番とかは決まっているのでしょうか。

それと、カラー舗装とか、施工するいろんな種類があるんですけども、予定外で要望が多かった場合、その対応はどんなふうにしてもらえるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） まちづくり杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） カーブミラーでございますが、やはり優先すべきところ、年内には必ず出てくるところでございます。そちらのほうをまずは優先させていただく形は取らせていただくようにしているところでございます。

そして、カラー舗装につきましても、本当に重大事故起こるような案件でしたら、優先して、計画を変えて進めていくような形になります。やはり町といたしましても、大字から要望いただいている部分については、先ほど杵本委員からご質問ありましたように、他の事業費の執行残等が出てくる見込みでございますので、そちらで対応したいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） ちょっとここで聞いていいのか、迷っているんですけども、この75ページのガードレール、カーブミラーのところなんですけれども、こちらの予算案の概要の中に、区画線等の設置及び維持補修のこと書いているんですけども、これ通学路に特に力を入れてやっているというのは分かるんですけども、豆山の郷、横断歩道も矢印もみんな消えていますけれども、ちょっとお年寄りにもその辺の配慮をしてあげてほしいんですけども、そのあたりどうでしょうかね。

○委員長（岡田康則） 誰かな。杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 委員、すみません、確認をさせていただきたいんですが、豆山の郷の中ということですか。

○委員（佐藤利治） あれは、道路扱いではないですね。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） そうですね。まちづくり推進課、こちらで対応させていただいている事業費というのは、町道に関する部分でございます。

以上です。

○委員長（岡田康則） いいですか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 分かりました。

75ページの節3の18負担金、補助及び交付金、補助金ヘルメット購入助成金なんですけれども、これ昨年度は年齢制限があった中で12万円、本年度は30万円ですか。これ年齢制限外して、予算的に大丈夫なのかというのが、まず一つの疑問と、それと、課のほうには言っていますけれども、既に、やはりここは奈良県でございます。奈良県の条例で自転車の保険加入というのが決められております。もう数年前から。そのときの条件等というのは、つけたらどうかなと思うんですけども、そうじゃないと、奈良県が推し進めている保険条例というルールが守られないと思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 委員長。

○委員長（岡田康則） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ありがとうございます。

今年度は委員おっしゃるように、奈良県の自転車条例で高齢者のヘルメットの着用、道路交通法改正前は児童・幼児のヘルメット着用ということで、この2つを重点にヘルメットの

助成を今年度やっています。その中で、ある程度好評でして、一定の成果が出たのかなというところもありまして、来年度からは令和5年度4月1日に改正されたヘルメット全年齢対象ということで、30万円ということで、100名を基準として予算計上させてもらっております。これが多いか少ないかというところになると、ちょっとこちらのほうも状況によって対応するような形になるかも分かりませんが、取りあえずは100名で実施していきたいと思っています。

それと、自転車の保険加入ということで、これについても認識はしております。これも周知する必要があると思いますので、こういった部分をしっかりと広報、例えばホームページだったりとか、このヘルメットの助成に来ていただいた方に、そういうことを勧めるだったりとかということで、啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 条件つけたらどうですか。奈良県も喜んでくれると思いますけれども、あくまで保険加入の方にヘルメットを助成するという形というのはどうなのでしょう。そうしたら一石二鳥やと思いますけれども、いかがですか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 委員長。

○委員長（岡田康則） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） その辺ちょっと考えまして、検討して対応してまいりたいと考えております。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 目7の諸費、この中の18の負担金、補助及び交付金、ここの中の河合ふるさとの日実行委員会補助金、これ昨年度280万つけておられて、今年180万ということで、100万ほど減っています。この100万減った理由と、あと、その必要性、有効性、これ当然町民の税金から100%払っているんで、当然必要性、有効性は大事なんですけれども、この内容を読むと、イベントで来場者も3,000人以上見込めるためと、当初の目的は、Uターン、Iターン、そういったことの目的のために、この河合ふるさとの日はやっているというふう聞いた認識があるんですけれども、今目的が人を集めるだけやったら、別に補助金出さなくても、どこかのイベント会社に頼んで人を集めたら済む話だと思うんです。そこらあたり、

この河合ふるさとの日実行委員会180万に、いわゆる100万減ったその減額の理由と本来の目的、どうなんかなということをちょっと再確認の上でお答えいただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 委員おっしゃるとおり、まずこの事業自体は、基本的には一旦河合町で住まれた方が、いろんなライフイベントで町外に出られて、また、Uターンしていただくというような趣旨を含んでおります。そのために、この事業自体はお盆の時期にしているというところでございます。

基本的に、100万円減額という部分なんですけれども、今まではふるさとの日の夏と冬ということで、2つ事業をしておりました。これを冬の分につきましては、もともと地方創生の事業で、今年度をめどにやっという事で進めておりましたので、コロナ禍で中止もございましたけれども、そういった部分で、事業の次の展開、シフトということで、町の事業もその前に産直市11月にありますので、そういった部分も含めてシフトしていくということで、今回100万円の減額ということでございます。

以上です。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 一番大事なのは、課長、効果があったんかないか。ないのやったら、これだけのお金出すんやったら、また工夫もしていかなあかんし、そこらあたりの分析検証、どうされているんですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 効果という部分につきましては、来られた方に対してのアンケートという部分で見えております。もちろん来られている方につきましては、いろんな取組をしておりますので、どの取組がよかったとかいうことを踏まえまして、総合的ににつきましては、非常によかったという意見は90%以上いただいております。

それは、それ以外の来られていない方につきましてはの部分への訴求効果という部分につきましては、検討する必要があるのかなと思っております。

以上です。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 私からは、交付金、コミュニティ推進費の交付金で、総代・自治会長会活動交付金、これ昨年と同様に105万計上してあるんですが、先般、令和3年、令和4年度のこの交付金の使われた内容を資料請求したところ、資料は頂きました。それを見ますと、令和3年度はコロナ等で研修費がなくて返金があったと思います。令和4年度は研修費が、ちょっとろ覚えなんですけれども、40万か45万ぐらい上がっています。この105万の中の研修費について、町はどのように検証しておられますか。その点教えてください。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 検証という意味でございますが、まず研修に行って、その検証をするという意味合いでございますでしょうか。まず、県外研修ということを経験的にさせていただいていたんですけれども、今回この令和4年度につきましては、県内ということで視察をさせていただきました。それについて、いろんな総代会長さんと意見交換していただきまして、それを自治会に下ろしていろいろな展開していただいているということでございます。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかがございませんか。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） この点につきまして、研修はやっぱり必要かと思うんですが、全自治会ができるだけ参加するような形で、会長さんが参加できるような形でやっておられるんでしょうか。その点確認をお願いします。教えてくださいませんか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） もちろん全大字自治会の総代さん、自治会長さんにうまくお声がけさせていただきまして、参加される方は一緒に県外研修と言いますか、研修とさせていただいているところでございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 同じところなんですけれども、一つ戻りまして、節としては18、同じな

んですが、補助金のところですよ。資料請求もさせていただいておりますので、その部分について、少し掘り下げていきたいと考えております。

まず1点目としましては、大字自治会活動支援補助金55万円に係る活動内容等の明細という形で、補助対象事業を列記していただいて、8項目出されております。資料のほう、42ページになります。これそれぞれ1申請当たりの上限金額というのをお知らせいただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） まず、自主防犯活動費補助金と自主防災活動補助金、こちらにつきましては、初年度と言いますか、準備費としては1万円、その都度活動費につきましては1万円上限ということになっております。

青色防犯パトロールの活動補助金につきましては、初年度2万円、活動費1万円となっております。

簡易防災倉庫の購入補助金につきましては、初年度と言いますか、購入の10万円を限度額としております。

研修及び資格取得の補助金というものにつきましては、実費相当ということでございます。

地区防災計画の策定支援補助金というものにつきましては、策定時には2万円の支援ということでございます。

デジタル支援補助金につきましては、まずスタートアップという部分につきまして1万円ということでございます。

防災かまどベンチの支援金につきましては、補助金の額は5万円を限度額としているところでございます。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） では、⑤番研修及び資格取得補助金の部分、実費という形なんですけれども、これ青天井ですか。例えば500の方が研修を受けました。それぞれお金かかっています。申請します。はい、分かりましたとなるんですかね。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） こちらにつきましては、予算の定める額ということもござい

ますので、青天井ではございませんけれども、予算の定める額ということでございます。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 予算の定める額というのは55万円ですね。ほかの部分に関しては新たに行いますという形になったときに、イニシャルコストとしてかかった分として、1万円とか。また、ランニングコストという形で、活動部分で申請があれば1万とか。説明受けて分かります。その部分とどうやってバランスを取るんですか。これ締切りの時期というのはそれぞればらばらだったと思うんですけれども、申請の。どうやってこれこの予算内で収めるのか不思議でならないんですが、どういうふうにされているんですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 自主防災、自主防犯、それから、青色防犯パトロール、地区防災計画、そのあたりについては、例年同じ団体が申請されて来られます。新規の場合は、事前に相談がございますので、そのあたりで把握できると考えております。

そして、5番の研修ですが、防災士の資格取得の費用となってございます。今年度につきましては約1万7,000円、1人当たりの補助額になっておりまして、それに人数を掛けて算出をしていくというところで、1万7,000円1人当たりというのがありますので、その人数、防災士の研修も青天井ではございませんので、各市町村、大体年間10名以下ぐらいの人数になっていますので、そのあたりで調整はできると考えております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私としましては、深く聞いてよかったなと思うんですけれども、研修及び資格取得補助金というところ、私自身も防災士にならせていただいた際に、こちらの補助金制度使わせていただいたところもあるんですけれども、これ自治会活動の支援という形で、防災士の育成は考えるべきなんですか。これ別立てで考えるべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 防災士の資格の補助をする際に、その所属する大字・自治会に協力

するという条件をつけさせていただいております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 自治会活動の加入とかそういったところの部分に関連するところなんですけれども、自治会に加入していない町民の方は、防災士の資格取るための補助制度を活用できないという形になるんですか。言わば門戸を閉じるという形で判断せざるを得ないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 令和5年の5月に、防災士ネットワークというのができました。防災士ネットワークの参加するという意思表示をしていただいた方にも補助をするという形を取らせていただいております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） その前の答弁に対して、私は質問させていただいているんですけれども、自治会加入ということをおっしゃったような気がするんですけれども、今答弁いただいたのは、防災士ネットワークに加入することを前提としてというお話だったんですけれども、その辺ちょっと答弁の差異があるんですけれども、どっちなんですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○委員長（岡田康則） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） これまでは、総代・大字・自治会の活動に参加をするというところで、令和5年度からは、大字・自治会に加えまして、防災士ネットワークでの活動ということで、範囲を拡大させていただいたとご理解いただけたらと思います。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私としましては、要件が増えているということは門戸を閉じているという形で判断せざるを得ないのかな。条件も増えていますからね。自治会に加入して、かつ防災士ネットワークに登録することを前提として、この補助申請を受けられますという形ですから、私としては少しくエスチョンなのかなというところのものがございます。見解として申し上げておきつつ、次の質問をさせていただきます。

○企画部長（森嶋雅也）　ちょっとよろしいですか。

○委員長（岡田康則）　じゃ、部長。

○企画部長（森嶋雅也）　大字・自治会に加入している、していないじゃなくて、大字・自治会の防災活動に協力するという意思表示を示していただいた方、それに加えて防災士ネットワークということで、逆に門戸を広げていると我々は認識しております。

○委員（常盤繁範）　委員長。

○委員長（岡田康則）　常盤委員。

○委員（常盤繁範）　おっしゃるとおりですよ。それぞれの地区における防災活動にご協力いただけることを前提としてというところで、補助申請を受け付けると。かつ防災士ネットワークに加入していただけるということを約束いただく方に対して、この補助申請を受け付けるという形でいうところで、私認識していたのはその形ですので、よかったと思います。安心しました。

続きまして、質問させていただきます。

次の項目の特別活動補助金についてです。補助対象として2つ書かれておりますが、それぞれ同様ですが、補助対象の上限、1申請に対しての上限、それぞれお答えいただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎）　はい。

○委員長（岡田康則）　岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎）　こちらにつきましても、基本的にはお示ししている内容で、まずは集会所の例えばエアコンの修繕につきましては、かかった金額の半額。その予算に今のところ計上し得る予算に、範囲内であれば、その上限は一旦交渉をして、検討するということになっております。

以上です。

○委員長（岡田康則）　常盤委員。

○委員（常盤繁範）　①番の集会所空調機器更新費補助金として、購入された金額の半額を考えていらっしゃるという形でお伺いしたんですけれども、実際に地元のエアコンの入替えのときに、ある程度の上限の部分と言われたんだという形で、実施しているところがあるんですが、本当にこれ、上限なしで半額補助という形ですか。例えば業務上のエアコンを入れるという形で百何十万かかったとしても、上限としては金額としてありますから、30万円とありますから、全額使わせていただくという形で申請を上げさせていただくことも可能なんですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 基本的にまずは見積りを見させていただきます。その中であまりにも高額であると、もちろん予算の範囲内でございますので、その範囲の超えてしまう部分につきましては、もう少し安いエアコンであったりとか、もうちょっと違う形で対応できないのかということで、自治会と交渉させていただきます。

その中で、金銭的にこの金額であればというところで、交渉させていただいているというところでございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 少し内容についてアバウトなのかなと思うところあるんですけれども、最後にこの件について質問させていただきます。この予算編成になりましたらどのタイミングで、大字・総代・自治会連合会のほうにお伝えするという形。また、今のような内容、しっかりと詳細にわたってご説明いただけるのかどうか、そこを確認したいんですが、いかがですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○委員長（岡田康則） 課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 毎年一番最初の総代・自治会長会でご案内させていただいておるところでございます。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） いつですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 基本的には偶数月で総代・自治会長会をしておりますので、一番早い時期で言えば4月になりますけれども、基本は4月ということでおいておりますけれども、時期、いろんな事業等入ってくる場合は、例えば5月ということになりますけれども、今回は今4月を一番最初の総代・自治会長会を開催予定をしておりますので、その場で説明しようと思っております。

以上です。

○委員長（岡田康則）　ほかありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則）　なければ、次のページにいきます。

76、77。

杵本貴司委員。

○委員（杵本貴司）　真ん中辺の12のふるさと祭りの燈火会の事業費なんですけれども、例年PTAもちょっと参加させてもらっていて、形を前年の反省を生かしつつ、いろいろ変えながらやっているんですけれども、この消耗品費の内訳というか、積算の内容については、昨年度と変わらないですか。

○地域活性課長（吉川浩行）　はい、委員長。

○委員長（岡田康則）　吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行）　変わりなく、この費用につきましては、ろうそく代となっております。

○委員（常盤繁範）　委員長。

○委員長（岡田康則）　常盤委員。

○委員（常盤繁範）　同じところをお伺いする形なんですけれども、節としては12、ふるさと祭り燈火会事業費という形ですね。これ協賛事業としていく形の方で考えているのか、ろうそく代だけしっかりと補助して、この事業として、町として予算計上してやっていくのかははっきりしていないのですけれども、これ大きな形に持っていくためには、ろうそく代の分だけのこの9万円は少な過ぎませんか。もっと促進させるために、協賛を募っていく。もっと大きなイベントとしていくという、金額として心構えを感じないんですけれども、いかがなんでしょうか。

○地域活性課長（吉川浩行）　はい。

○委員長（岡田康則）　吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行）　このふるさと祭りといいますのが、政策調整課が担当しているお盆でやっているイベントに合わせて、この燈火会事業もさせていただいております。今までは政策調整課のほうでろうそく代を捻出していていたんですが、燈火会事業に関しましては、地域活性化のほうで担当させていただいているということで、今回この新設をさせていただいたという次第であります。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 消耗品としての認識として、ろうそくだけなんですか。ほかにある
んではないのかなと思って、お伺いしているんですけれども、いかがですか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい。

○委員長（岡田康則） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） ろうそくが1,500個の単価が55円ということで8万2,500円。送
料が5箱になりますので1,500円ということで、合わせて9万円となっております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 部署としては理解できるんですけれども、1つの総合的なお祭りの行事
として考えるのであれば、しっかりと連携した上で費用負担の分考えていって、事業を大き
くしていくと。一つ名物イベントとして行っていくというところもあるべきだと思います
んで、しっかりとそこは、まだ始めたイベント、始まったばかりのイベントですけれども、
来年度、再来年度に向けて、クオリティをどういうふうにしていくかというのは、しっかりと
協議していただきたいと思うんですか。よろしいですか。考えていただけますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい。

○委員長（岡田康則） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） こちらの燈火会に関しましては、一般募集もさせていた
だいて、一般の方にも参加のほうをしていただいております。

今常盤委員からおっしゃられたように、やはりいろんな方に参加していただいて、河合町
を盛り上げるというふうにやって行きたい考えております。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 77ページの一番上段、この償還金、これは何なのか、ちょっとお答えく
ださい。

○税務課長（木村浩章） 委員長。

○委員長（岡田康則） 税務課長。

○税務課長（木村浩章） この償還金でございますけれども、個人住民税や配当割など、過年
度の申告により金額の減額をされた方に対する還付をする分のお金となっております。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 今の段階で分かるんですか、こんな正確に。772万4,000円。

○税務課長（木村浩章） 委員長。

○委員長（岡田康則） 税務課長。

○税務課長（木村浩章） 今の時点で正確に見込むというのは難しいんですけれども、過去の3年の分の平均で一応見込んでおります。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 以前よく予備費から使っているという馬鹿げた時代もありましたけれども、もしこれを超えて償還金発生した場合どうされますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○委員長（岡田康則） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 今税務課長が申し上げましたように、ルール的にこの部分の金額を算定を毎年しようかということで、3か年の平均という形をさせていただいております。そのため、どうしてもやっぱり年度によっては不足する場合も発生します。その場合は、緊急の措置として予備費から充当するという形になると考えております。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 私からは、防犯対策費の建設事業費の防犯灯の新設費で、今回38万3,000円計上しているんですけれども、昨年40万だったんですけれども、ちょっと記憶がなくなっただけなんですけれども、この新しく防犯灯新設費は何基で、どこの場所に今計画組んでおりますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） 委員長。

○委員長（岡田康則） 川村安心安全課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 質問ありがとうございます。

防犯灯の新設費ということなんですけれども、どれぐらい見込んでいるかということで、予定箇所というのは今ございません。ただ、要望書等を勘案して、また、照度基準等ありますので、現地のほうへ行って、照度計を基準と照らし合わせてどうなのかというのを確認させてもらって設置するものでございます。

予算としましては、6万3,800円が1か所当たりということで、掛ける6本ということで、

予算計上させてもらっております。

以上です。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） その下の補助金、防犯電話購入助成事業で20万、昨年と同じことで、5,000円掛ける40件ということだったんですけれども、昨年は20万はほとんど使用されました。利活用ありましたか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） その件につきましては、令和4年度が31件で、今年令和5年度が34件ということで、40件には至っていないんですけれども、目標には近づいていっているのかなというところです。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 同じところなんですけれども、まず、防犯電話購入の助成、助成した方に、つけてどうやったかとか、そういうふうなやっぱりつけ終わった後の効果がどうやったんかということは、一遍聞いたことなかったら、そのことも取り組んでほしいですけれども、税金から出すわけですから。その辺いかがですか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい。

○委員長（岡田康則） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 委員おっしゃるように、自分個人的にも、どういった状況かというのは確認したいとは思いますが、その確認方法について、ちょっとまたどういった形でアプローチしていくのかということも踏まえて、ちょっと検討したいと思います。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） そしたら、よろしくお願いします。大切な事業やと思いますんで。

それと、次の質問にします。同じ補助金のところで、防犯カメラ設置助成金ということで、60万入っているんですけれども、説明資料の中の43ページ、確認なんですけれども、設置に

要する経費の2分の1、上限額20万、1団体につき1年度1回の補助金交付を限度と書かれているんですけども、2点質問あるんですけども、これは1団体であって、2個つけたという場合に、町が審査でオーケーになった場合には、2台はつけられるわけですか。

それと、もう一点、この要綱既定の中に、先日私が議会でお話しさせていただいたように、今回助成はするけれども、10年後、15年後は各自治会、大字で見てくださいよというふうなはっきりした文言はありますか。なかったら入れてください。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい。

○委員長（岡田康則） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ありがとうございます。

複数つけられるかということですが、複数はつけられます。

それと、10年後の維持補修費の支払いにつきましては、要綱のほうには今明記しておりませんので、そちらのほう、ちょっと明記するような形で、また、説明する際に、しっかりと周知したいと考えております。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 同じところ、補助金のところで防犯カメラ設置助成金のところで確認したいんですけども、概要の部分に、25ページです、理由が書かれております。犯罪発生の抑止及び犯罪発生時における犯人の早期検挙に効果が認められる防犯カメラ設置の促進を図るとあります。現状において、町のほうで敷設されている防犯カメラという部分が、もともと別の目的、災害支援的な目的で、池部駅、佐味田川駅、大輪田駅、その駅の改札から下りた人、乗り降りする人を対象として、防犯カメラ完備されているんですね。それに対して、しっかりと町のほうでも、その場所をオーダーとして出せば、モニターで確認できるような形になっています。それが、今現状で、その早期検挙のための、警察に対する協力という部分で、生かされている形ではあるんですね。これが十分理解しているんですけども、その上でお伺いしますが、1か所不十分な場所があるんですよ、そちらのほうも自治会に促して、助成金として申請してという形を取るんですか。そうすると、私としては、今までしていた施政としてやっていた部分で、補完する部分で、この助成を活用するという形は、ちょっと数字としては違うんじゃないのかなと。しっかりと防犯カメラを促進していくという形で考えるんだったら、今現状で不十分な場所については、町のしっかりした予算で、ほかの場所

と同じような形でまず整備することが大事だと思うんですけども、それはどのように考えていらっしゃると思いますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい。

○委員長（岡田康則） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） ご質問ありがとうございます。

平成29年に防災無線のデジタル化をしたときに、3駅前に防犯カメラをそれぞれ設置しております。それは、帰宅困難者を災害時に確認するプラス防犯カメラの部分を兼ねているというところでございます。委員おっしゃるように、足りていない部分がもしございましたら、その部分については検討する形は必要かなと思いますので、その部分についてまた協議したいと考えております。

また、それに防犯カメラの補助制度が使用できるかどうかというのについても、またちょっとこちらのほうで検討して回答したいと考えております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私としましては、この補助制度を活用すべきではないと思うんですね。

しっかりもともと目的としてあったカメラの設置に関しては、しっかりと整備した上で、団体に対して補助制度を始めますという形を取るべきだと思いますので、そこはしっかりとご検討ください。よろしくお願いします。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 償還金、先ほどすみませんでした。ここの資料42に書いていました。

それで、質問します。これ固定資産税見たら、24万5,000円、一般質問やったように、個人の所有の土地の一部または全部が本来公衆道路やから非課税にせなあかん。それだけでも、たしか三十何万ぐらいか、五十何万か、税額あったように思うんですよ。それを、単年で返すんやったらともかく、こんなの地方税法やったら5年、民法の不当利得10年、国家賠償法20年、こんなお金でいかないですよ。そこに還付加算金もつつくよ。果たしてこんな予算の見積りで、つくったということは、明らかに今個人が持っている土地で、公衆用道路一部分、または全部。認定されているところはそのまま放っておくということですか。地方税法無視して。そこをちょっとお答えください。

○税務課長（木村浩章） 委員長。

○委員長（岡田康則） 木村税務課長。

○税務課長（木村浩章） 委員おっしゃられたように、そちらの部分に関しましては非課税のほうに変えていくんですけれども、あくまでこのいつもの償還金見積りさせていただいているのは、全ての対象になる税目の3年間の平均という形で出しております。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） だから、間違って課税しているところあるでしょう。土地の全部、または一部が公衆用道路に認定されたら非課税ですやん。それ絶対返さな駄目でしょう、お金。地方税法上。それはもうやる気がないということですか、今年度。やる気がないから載せていないということですよ。そのまま税金取っておくということですか、河合町が。

○総務部長（上村卓也） はい。

○委員長（岡田康則） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） これ一般質問でもご質問いただいた部分になるかと思うんですけれども、直ちに実施をしていくという形で答弁させていただきました。その部分について実施をやっていく中で、年度途中で額の変更をさせていただくということも出てくるとは思います。当初に上げている時点では、その部分はちょっと見込んでいない部分にはなっております。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） ということは、明らかにこの予算では無理やということですよ。これよりも増えるということでしょう。まして、5年、10年、20年返さないとなったら、こんな予算で持たないですよ。ましてや還付加算金もこんな程度じゃないですよ。

○総務部長（上村卓也） はい。

○委員長（岡田康則） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 公衆用道路の部分に関しましては、答弁させていただいたように、年間の影響額が4万6,000円になったというふうに思っております。ただ、それは1年ということになりますので、当然5年ないしそれ以上の部分というのは、これはまた検討が必要なんですけれども、その範囲である程度対応できるかなと思っております。

ただ、対応できない場合には、先ほど申し上げましたけれども、改めて予算措置はさせていただきますというふうに思います。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ、次のページにいきます。

78、79です。挙手をお願いします。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 78ページの電子計算費、財源のほうですけれども、国・県の支出金が387万6,000円、その他で2,068万2,000円になっていますけれども、このその他というのはどういった補助金が収入になるのか、教えてください。

○委員長（岡田康則） 岡井主幹。

○総務課主幹（岡井昌一） こちらのほう、デジタル基盤改革支援補助金となっております。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 次いきます。

80、81ページです。挙手お願いいたします。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 一番下の基幹システム標準化対応業務の関係ですが、一応どういうことかというのは、ちょっと資料で出しているわけですが、導入財源そのものは一般財源は必要ないということになっていると思うんですが、ただ、今後これ自身は、経常的な経費とか、また、更新とか、そういう問題とはどういうふうになる予定なんですか。

○総務課主幹（岡井昌一） はい。

○委員長（岡田康則） 岡井主幹。

○総務課主幹（岡井昌一） こちらのほうの業務は、令和3年9月1日施行の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というもののにのっとって進めておる事業でございます。事業予定としましては、令和6年度、7年度の2年度を予定しております。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） これ導入した後に、その維持管理含めてシステムを管理していくという点では、これは例えば利用料とか何かが、例えば広域で発生するんか、独自に発生するんか、大体どれぐらい要る予定になるんでしょうか。

○総務課主幹（岡井昌一） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 総務部岡井主幹。

○総務課主幹（岡井昌一） こちらのほうは、構築費に関しましては、ほとんどが補助でいけるんですけども、利用料に関しましては、独自で支払っていくこととなっております。なお、現在の試算であります、現在払っている使用料の約2倍程度かかる予想となっております。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） またシステムの更新とかも、今でも予定される期間とか分かっているんでしょうか。

○総務課主幹（岡井昌一） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 総務部岡井主幹。

○総務課主幹（岡井昌一） 通常はシステムに関しましては、通常は5年単位で使うんですけども、今回新しい標準システムということで、5年より短い期間で値段が下がってくる可能性がありますので、現在のところ3年をめどに契約する予定であります。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） あと、この標準化ということでのソフト的な問題がどうなるかということなんですけれども、ここに出されたような業務を、要するに全国同じシステムというか、標準仕様にしようということですから、一番懸念しているのは、それぞれの自治体が、例えば医療や国保とかも含めてですが、独自のやっぱりちょっと上乘的なこととかやったときに、それがここに乗らないというふうなことがあったら、ある意味それに合わせざるを得んまないことに今のところはなるんでしょうか。

○総務課主幹（岡井昌一） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡井主幹。

○総務課主幹（岡井昌一） 資料にお出していますように、標準化対象業務というのがありまして、それにつきましては、全国で同じ仕様書にのっとして構築すると。それ以外の分に関しましては各々の自治体で構築してくということになります。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それでしたら、この中で出されているような、福祉的な事業の関係とかで、やっぱり住民の要求か、まずは町長の判断で、もう少し拡大しようというようなことがあれば、それは独自にカスタマイズさせるような形で対応ができるということでもいいんじゃないか。

○総務課主幹（岡井昌一） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡井主幹。

○総務課主幹（岡井昌一） 独自で追加していくことは可能であります。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そういう点でいきますと、実際には導入機関という形になりますけれども、実際への影響とか、業務への影響とか、また、同時に、うちが運用している制度への影響とか、同時進行で多分チェックされないといかんと思うんで、そのあたりについては、ぜひ分かるような形で、進めていく際に、また情報提供していただきたいと思いますが、どうですか。

○総務課主幹（岡井昌一） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡井主幹。

○総務課主幹（岡井昌一） そのあたり報告のほうさせていただきたいと思います。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 基幹システム標準化、今年度は2,068万、説明資料の44ページでも、令和7年度中の移行を目標に、進めていると。また、債務負担行為でも、ページ10に1億

2,914万6,000円となっておるんですけれども、これ一貫した、これは言うたら来年度はこんなにたくさん負担行為として費用がかかるということでしょうか。

○総務課主幹（岡井昌一） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 岡井主幹。

○総務課主幹（岡井昌一） 来年度は標準化移行の本番を迎えますので、1億程度を予定しております。

○委員長（岡田康則） ほか、ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ次にいきます。

82、83ページです。ありませんか。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） この基金の分で減債基金の積立てですが、8,038万ということですが、これも、これちょっと改めてその財源とその活用について伺います。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 課長。

○財政課長（松本武彦） 減債基金費の積立金でございます。まず、内訳でございますが、8,037万9,000円がまず内水対策の補助に関する部分で、残りの1,000円については利息となっております。

この内水対策の補助でございますけれども、こちら、この内水対策事業に対する県の補助金が入ってまいります。この補助金は事業の翌年度に交付をされるというところでございまして、歳入でも同額を計上させていただいております。

この基金の目的としましては、今後発生するこの事業に対して起こした起債の償還のための財源とすることが県の交付要綱の中で規定されているというところでございますので、この基金、最終的に積立てた場合は、今後発生する償還金に合わせて取り崩すところで考えているところでございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 基本的にはちょっと資料でも頂いていたんですが、ただ、その上で、今後この運用という点で言ったら、償還というのは元金とか、利息とかも含めてかもしれない

ですが、借り入れる額からいうたらどれぐらいの部分なのか、ちょっと今分かりませんが、その活用の仕方は例えば何年間以内とか、もしくは毎年ここまでとか、何かそういう崩し方というんですか、そういうことは縛りがあるんですか。

○財政課長（松本武彦） はい。

○委員長（岡田康則） 松本財政課長。

○財政課長（松本武彦） この基金の取崩しというところで、先ほども償還の額に合わせて崩すことを想定しております。ただ、ルールとして必ず同額を崩さなければならないということでもございません。財源に余裕があれば、この基金を崩すことなく通常通り償還することも可能であるというふうに考えております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） その辺では、ちょっと運営によっては、一定の財源として、一般財源じゃないですけども、全体の償還ということには縛られているけれども、活用できる可能性はあるということなんですかね。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 確かに委員おっしゃるとおりではございますが、ただあくまでも減債基金としての目的というのはまずベースとしてございますので、この内水対策の償還に合わせて、順次取り崩すような計画は立てていきたいというふうには、私は考えております。

○委員長（岡田康則） ほかございますか。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 私からは、15番の公共施設整備基金費、今回も1,000円計上しておるんですけども、近年多くの、河合町の多くの公共施設が老朽化してきております。現状を考えますと、毎年当たりもう100万円でも数百万でも1,000万でも2,000万でも積み立てていくのが通常の考え方だと思うんですけども、一般の家庭においても、例えば子供の教育費みたいな、学資保険とかありますので、そういった考え方でもって、予算の編成はしないのでしょうか。その点、ちょっと教えてください。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 公共施設の整備基金でございますけれども、確かに老朽化、いたる施設で進んでいるというところは認識しております。ただ、現在の財政状況を鑑みたときに、ここに積み立てる余力というのは、今のところ難しいのかなというふうに考えておりますので、減債基金と同じような考え方で、この基金の取扱いも進めていきたいとは思っています。

現状としては、積み立てるべきというのは認識しておりますけれども、なかなかここに充てる余力はないというのが現状でございます。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 公共施設整備基金費というのは、本来の目的違うわね。これ開発協力金の名残でしょう。全然違いますよ、課長。どうですか、お答えください。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） すみません、委員おっしゃるとおりでございました。認識不足でした。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 以前一般質問でも触れているところではあるんですけども、単純に起債主義で、債務が発生して、債券を発行して債務が発生していくと、その体質というのはなかなか払拭できないと、答弁では理解しております。しかしながら、やはり起債することによって金利が発生しますから、そういったところからやはり徐々に脱却していくということも将来的に考えていかなければいけないと思う。

そうなりますと、ここに書かれている基金費の事項にも移るんですけども、この内容だけでは非常に不十分ではないかなと。将来的にはしっかりと目的別の基金を積み立てていきつつ、将来的にかかる部分の費用をなるべく起債に頼らない形で財政運営していくということも、やっぱり考えていただきたいと思いますので、そこの部分の考え方というのは、今現状としてあるのかないのかだけ確認しておきたいんですが、いかがですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○委員長（岡田康則） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） ありがとうございます。

まず1点目、当然基金も活用しながらやっていかなければいけないんじゃないかというよ

うなところでございます。実際先ほどの公共施設の整備の部分とかも一緒なんですけれども、それ以外に、現在実際に今後使用しないであろう基金という部分もございます。まずはその辺の整理をしていかなければいけないかなというのが1つございます。その上で、実際に例えば委員も当然ご存じのことだとは思いますが、起債を借りるという部分につきましては、単にその場のお金がないから起債を充てにいくというような目的だけではございません。そういったあたりも考えながら進めていくというのが必要であるというふうに考えております。

○委員長（岡田康則） いいですか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） すみません、ただいま総務部長からご説明させていただきましたけれども、少しだけちょっと今の議論の中で出た話の補足させていただきます。

1点、委員の皆様から、整備関係、投資的事業については、あらかじめ基金に積み立てるなりして平準化してはどうかと、こういった問題意識があったのかなというふうに思います。受け取っております。実際地方財政の仕組みといたしましては、そういったときに話題にもありましたように、起債で行うということが原則となっております。これが何でこうなっているかという、まず設備関係、何か施設を建てましたとなったときに、その便益を受けるのは誰かという、その施設を建てた後の方々が便益を受けるわけでございます。その理屈から言いますと、その施設が立つ前にこつこつお金を積み立てていくというのは、その積み立てた時代の方々の負担で、後年度の方々が利益を受けるということで、受益と負担の関係上、そういったやり方はそぐわないということで、地方財政上はそういった言わば起債を行って、後年度に負担を平準化するというような考え方で行われておりますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（岡田康則） ちょっとこの件でちょっとだけ暫時休憩しますか、それなら。

○委員（常盤繁範） すみません、では、ご見解のほうを重々理解しているところなんですけれども、河合町、じゃあ何で県のほうから指摘を受けて、副町長、そちらに座っていらっしゃるのか、その部分をお伺いしたいんですけれども、その状態を進めていけば、健全に行っていけば、何の問題もないはずなんですけれども、その辺のところのご認識はどのようにお考えになっていらっしゃるか、お答えいただけますか。

○副町長（佐藤壮浩） 委員長。

○委員長（岡田康則） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいまのご質問については、突き詰めていけば、なぜ河合町の財政状況が悪いのか、そういった質問かなと認識しております。これまで過去の委員会等でもございましたけれども、河合町というのは、財政指標が悪いと。財政指標とは何ぞやと申しますと、一つには経常収支、これは義務的経費が高いという意味でございます。義務的経費とは、人件費、あるいは交際費の話。次に、実質公債費比率が高いと。基準を超えている、あるいは超えそうになっていると。こちらにも主に公債費の関係でございます。これらを分析していきますと、一番は公債費が非常に高いと、要は身の丈に合った以上の建設事業を行って借金を発行した結果であるというようなのが、数字上の判断はそういったことができるのかなと思っております。

以上でございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） その上で、最後に質問1つさせていただきます。

起債をコントロールすることということというのは、非常に今後も重要なことだと思うんですが、どういうふうに認識されていらっしゃるでしょうか。最初の説明のお話の内容だけだと、起債することに関しては、将来的に利益を享受する方々のために必要であるから、これはご理解いただきたいという形だと思うんですよ。しかしながら、いろんな人口問題も含めると、それと今の公共設備の老朽化の部分、そういったものを考えると、黙って例えば学校を、公立学校4校を新たに整備するという形にはならないというふうには、私自身、個人として考えるところではあるんですよ。そういったところを考えると、起債の金額、または年数、そういったところはちゃんとコントロールしていかないといけないと思うんですが、それはどのようにお考えになっていますか。

○副町長（佐藤壮浩） 委員長。

○委員長（岡田康則） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいまのご質問でございますが、まず起債の対象になるというのが、先ほどの受益と負担の関係で、建設的な事業のみに基本的には限られております。後年度の方が便益を受けるものに対する事業だけが起債の対象になるということでございます。

そういった点では、かといって後年度の方に多大な負担を送るというのも、さりとてよろ

しくないというのが一般的な考え方だと思いますので、今この時代の我々ができることと言えば、不必要な投資は控えるべきであると、適切な、そのときどきで将来を見据えた内容で、建設的な事業を行っていくというのが肝要であるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡田康則） いいですか。

それでは、ちょっと暫時休憩します。今日はちょっと午前中に公務がありまして、皆さんちょっとお疲れかなと思います。ちょっと15分、ここで暫時休憩いたしたいと思いますので、35分再開ということで、お願いいたします。

休憩 午後 5時17分

再開 午後 5時35分

○委員長（岡田康則） 再開します。

それでは、84、85からのスタートになります。

○委員（坂本博道） さっきのちょっと基金のところの1個言おうと思ってあれやったんですけども、ちょっと申し訳ない。

○委員長（岡田康則） じゃ、坂本さん、その基金のところで。

○委員（坂本博道） すみません、82ページのところですが、それほどあれじゃないんですけども、財政調整基金の本年度の当初予算額で積立てが33万8,000円となっているんですが、一応この根拠を、財源についてちょっと一応確認しておきたいと思います。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 財務課長。

○財政課長（松本武彦） 財政調整基金の33万8,000円の内訳でございます。まず、預金利息として1万9,000円、それから、基金の繰替運用による収入として31万9,000円を計上しております。

○委員長（岡田康則） いいですか。

なければ次いきます。

84、85ページです。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 税務総務費の中のところで、時間外勤務手当、去年より減っているんですが、私らは別に下げるばかり言いません。やっぱり税務課、基幹税扱っているんで、今年はやはり評価替の年でもあったんで、6年度。当然問合せも増えるやろうし、地籍調査に基づく適正な課税もする中で、時間外手当、多分これマックスやと思うんですけれども、もしこれ以上増える場合、どのように運用されるのか、そこちょっと教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 総務部小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 時間外勤務手当が不足する場合の取扱いでございますが、当然のことながら、時間外勤務した部分については、全て手当として支給することを目的としまして、例えば予算を補正するなり、そういった必ず支払いをするという方法を取ってまいります。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 減らしていくというのも大事やけれども、やっぱり働き方改革の中で、今年6年度はやっぱり評価替えの年やから、問合せも多いんで、そこらやはり柔軟に対応してあげてほしいなど、これだけお願いします。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 税務総務費、今回は一般職系が9人、去年は11人、給料も減っていますが、やはり税收をきっちり上げるためには、課税と町税、そういった面から、やっぱり人員はきっちりと確保しておかなければいけないと思うんですけれども、近年町税については99%以上になってすばらしい数字、頑張っていたんですけれども、せっかくここまでやってきたんですから、やっぱりそういった人件費の面からも、税務課のほうにはもっと力入れていただきたいと思います。その点どのように、町長、副町長も含めて、どのようにお考えになっているか、教えていただきたいです。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 小野次長。

町長ですか。

すみません、じゃ、町長お願いします。

先、じゃ、小野次長、お願いします。

○総務部次長（小野雄一郎） この予算計上の人数でございますが、今回の委員会の冒頭でもご説明いたしましたとおり、来年度の人員配置を見越しての計上とはなっておりません。あくまでも現行の組織形態に基づく人員配置分を計上させていただいておるところでございます。様々な行政課題というのがございますので、職員数の総額という部分はあるんですけれども、可能な限りめりはりの効いた人員配置にしたいと心がけて今、来年度以降の案を作成しておるところでございます。

○町長（森川喜之） 委員長。

○委員長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 長谷川委員のご質問にお答えいたします。

税収アップにつながる職員の増員も踏まえて、いろいろな対策を考えてまいりたいと思いますので、また、増員も視野に入れながら取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ次いきます。

86、87です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 節18負担金、補助金及び交付金のところの負担金のところ、葛城税務署地区税務協議会費、地方消費税啓発推進協議会分担金、県租税教育推進連絡協議会分担金、これそれぞれ費用のほう等、分担金出しているんでしょうけれども、これについて得られているものは何ですか、今現状で。役割を置いているような、何となく感じるんですけれども、いかがですか。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） これらの負担金に関しましてですけれども、それぞれ地方税共同機構の負担金に関しましては、課税資料と電子データで来ますので、そのための負担金ともなっておりますし、資産評価システム研究センターであれば、今年の評価に関するマニュアルとか、そういったものもありますし、また研修とかもありますし、なお、葛城地区の税務協議会になりますと、こちら3税協力ということで、県税も絡みまして、国税や地方税などの

会議も連携して行っているところでございます。

また、地方消費税のほうに関しましても、消費税地方に入ってくる分もありますので、県と協力しながら、啓発のほうをしております。

また、県の租税教育推進連絡協議会の分担金に関しまして、こちらのほうは、租税についての教育というのを、小学校等で租税教育というのを行っているんですけれども、そのための研修などを行っているところでございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 質問させていただいたところと別のところもご答弁いただいてありがとうございます。

私のお伺いしていたのは、葛城税務署地区税務協議会費から以下3つです。その部分について少し掘り下げたいんですけれども、2番目、地方消費税啓発推進協議会、これ啓発活動としては、じゃ、どういう形で来年度行うかというのは、ある程度分かっているんでしょうか。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） 来年度に関しましては、今のところ県のほうからポスターの掲示や啓発物品の配付ということになっております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 細かい形で申し訳ないです。

では、続きまして、県租税教育というところ、実際に公立学校等の教育機関に対して、この租税教育というのは、今年度も実施されているし、来年度も行う形で、どのような形で行われていくのかというところを確認したいんですけれども、いかがですか。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） こちらのほう、学校のほうから税務署のほうに、租税教育推進協議会のほうに募集がありまして、そちらのほうに応募していただいた学校、河合町で言えば、1小かもしくは2小なんですけれども、そちらのほうに、例えば1億円の見本となるようなアタッシュケースとか、そういうのをちょっと借りてくる形になりまして、実際にお金とい

うのはこういうものです。税金というのはこういうものがあって、皆さんの日々の生活でこういうふうに使っているんですよという形の勉強のほうをしていく形となっております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） すごく少額のところの部分に時間差いて申し訳ないんですけども、では、令和5年度何か実施されましたか。している状態ですか。この2月末の時点まで。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） 租税教育のほうでしたら、小学校のほうで租税教室のほうを行っております。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） すみません、87ページの一番上の個人住民税定額減税に伴う改修業務と、軽自動車税申告手続に関する改修業務、これどういった内容の業務になるのか、教えてください。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） まず、個人住民税の定額減税に伴う改修業務なんですけれども、今ニュースとかでも出ているところではあります定額減税に関しまして、個人住民税の方で、所得割のかかっている方に関しまして、最大1万円の減税という形になります。それをシステム改修をすることにより、期割をちょっと変更したりして帳票とか出す形になりますので、そのための改修となっております。

続きまして、軽自動車税の申告手続に関する改修業務なんですけれども、こちら2輪の小型の軽自動車、そちらの車検、それに対する情報が電子データによって来る形になりますので、それに対応するための改修業務となっております。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 路線価評価算定業務、この部分について、固定資産路線価算定評価業務、これ恐らく本来なら入札すべきところを、同じ業者をずっと随契されていると思うんです。

その理由としては、新たな業者に頼むと、今まで評価されていたやつがごろっと変わっても具合悪いということなんですけれども、その辺今後ずっと同じ業者でいかれるのか、それとも違う業者という形でいかれるのかというのも、今の業者が果たしてちゃんとした評価しているのかどうか、これは私ごとですけれども、要は墓地に税金かかっているというような業者、果たしてどうなのと思うところがあるんです。そこで、どのようにお考えしておられるのか。このままこの路線価評価というのは、今の業者をそのまま今後も続けていくのか。それとも、見直しして、もうちょっと安いところ考えているのか、ちょっとお答えください。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） 中山委員おっしゃっているとおりで、内容に関しまして、評価に関しまして、整合性の取れるような状態でないといけないところが一番あると思いますので、そういったことに関しまして、金額のこともありますので、いろいろと検討してまいりたいと思っております。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 一番上の、先ほどありました住民税定額減税に係る改修なんですけれども、一つはこれは財源は国が全部出してくれるんかということと、それから、もう一つこういう一定期間限定みたいなシステム改修を行ったときに、期間が終わったときは、また元に戻すような改修というのは要るようなことなんでしょうか。こういうやつ非常に多いので、状況を聞きたいです。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） こちら定額減税に伴う改修のほうなんですけれども、今の時点で全額補助という形の連絡のほうはまだ来ておりません。

続きまして、この定額減税が終わった後に、元に戻す改修ということなんですけれども、こちらのほうちょっとまだシステム業者のほうとの話もあるんですけれども、ちょっと今の時点では不明という形になっております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） もう一点は、その下のほうの負担金ですが、先ほど地方税共同機構負担金で少し説明があったんですが、もう一度すみませんが、そもそもこれはどういう機構で、どういう負担なのかということと、同時に、これ去年は82万4,000円だったんですが、今年ほぼ倍になっているんですが、それはなぜかということを教えてください。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） こちら地方税共同機構のほうは、例えば年金に係る源泉徴収票や給与支払報告書、あと、国税から来る確定申告、こちらのほうが今現在データでのやりとりとなっておりまして、そのための負担金となっております。

また、今回増えている分に関しましては、共通納税システムのほうで、件数のほうが、利用できる範囲が増えましたので、件数が増えたため、金額が増えているという形になっております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そうすると、今後とも今回ぐらいの費用が要るかもしれないということになるのでしょうか、継続して。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） その年その年で全体での改修に係る分とともありますので、多少の前後があると思うんですけれども、恐らく同じぐらいになるのかなという考えはあります。

○委員長（岡田康則） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） では次いきます。

88、89です。挙手をお願いします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 90ページ、91ページ、挙手願います。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 91ページのちょっと上のほうの2行目の手数料ですけれども、去年はちょっとゼロだったと思うんですが、この欄がですけれども、46万4,000円と新たについたの

か。それとも、どういうものなのでしょうか。

○税務課長（木村浩章） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） コンビニ交付開始に伴う新規の、要は増額でございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 節18負担金、補助金及び交付金のところの負担金、県戸籍事務協議会分担金、これ何のための分担金ですかね。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○委員長（岡田康則） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 戸籍の知識の共有ですとか、問題点の解決に関する協議会の負担金となります。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） この協議会に参加されるのはどなたが行かれていますか。町の職員として。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○委員長（岡田康則） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 主に課長職が参加しております。

○委員長（岡田康則） ほかがございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ次にいきます。

92、93です。挙手お願いします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） それでは次いきます。

94、95、挙手をお願いします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 次いきます。

96、97、ございませか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 96ページが目監査委員費の関連でちょっと質問させていただきたいんですけれども、昨年の9月定例会で同意案件が全議員の賛同の下同意され、そのうちの1つが監査委員の選任であります。同じ9月定例会で、議員発議第8号 補助金の個別外部監査を求める決議を全議員が賛同し、可決されました。全議員の意思イコール全住民の意思と私は理解しております。予算審議の大切な時間の最中ですが、このままでは理事者と議会、住民との信頼がなくなるのではと危惧しております。このままでは予算審議の結論の考え方にも影響が出そうです。委員長の許可を得て質問をさせていただきたいのですが、簡潔に行いますので、岡田委員長、よろしいですか。

○委員長（岡田康則） 結構です。

○委員（佐藤利治） 質問は3つあります。1つ、毎年令和4年200万、令和5年300万、同じように議会で可決され、予算計上されていますが、本年だけなぜ計上されなかったのか。今までの反省を含め、内部だけの監査だけでは無理があり、監査員にそれだけ負担をかけるわけにもいきません。他の市町村では、補助金の外部監査に3年を要したところもあり、外部の力をお借りすることは必要と考えております。全議員が賛同している案件です。私もその1人です。住民の皆様への説明の責務がございます。どのように伝えたらよろしいですか。これが1つ目です。

2つ目、本来予算計上しない考え方を、時間は十分あったので、説明会や協議会で議論すべきですが、河合町の住民代表の議会と協議がないのは、住民軽視、議会軽視ではと危惧しておりますが、大丈夫ですか。

3問目、議会で可決された案件は、議会から理事者の皆様へバトン手渡されています。大切な案件ですので、本年度中に補正を組むか、予備費を活用して行うことはできませんか。できるのならいつ行うのか、予定でも教えてください。

以上3点、よろしくお願いします。

○委員長（岡田康則） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず1点目、予算計上、6年度については、なぜ当初予算に計上しないかということでございます。過去2年、3年ぐらいは当初に予算を計上していたというのもおっしゃったとおりでございます。ただ、予算計上を行うには、例えば歳出につきましては、支出の見込みがあるものについて予算計上を行うというところの考えの下、今回は当初予算には計上

させていただかなかったというところでございます。

次に、説明会等しなかった。時間は十分あったのというところでございますけれども、まず令和5年9月に議員発議で全会一致で可決というところの部分については、重く受け止めております。ただ、議員さんの意思というところの部分で受け止めさせていただいておりまして、実際にそれを受けて、事前に協議ということですが、監査委員さんとの協議を行わせていただきました。その際に、まずは内部の監査、河合町の監査委員さんによる監査というところを実施されるというふうに向っておりましたので、まずはそちらのほうということで、予算のほうにも、先ほどと重複しますが、予算のほうにも計上しなかったというところでございます。

まず、個別外部監査じゃなくて、内部的な監査を行った後に、例えば外部監査が必要ということになった場合には、速やかに予算措置を行うというふうに考えております。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） なんかはっきりしませんけれども、他市町村の行われていたような方に話聞きました。内部の監査では無理やと、はっきり言って。一度何もなければして、その後チェックシートなりつくってもらったら、翌年度から監査委員もすごく助かるよと、それやったらできるけれども、一旦はそんな3年かかるようなこと。過去に河合町の監査委員の悪口を言うんじゃないですけども、今までやってきても、やっぱり監査委員の目ではあかんとかいいとかいうのははっきり出ていないわけですよ。いいとか悪いとかいうのは。それを一回やってみたらどうですかと言うているわけです。全議員が。なぜそれを避けるのかというのが、意味分らない。やってオーケーやったらいいですよんか。あかんところはまた直していったらいいん違いますの。私そう思うんですけども。

○総務部長（上村卓也） はい。

○委員長（岡田康則） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 個別外部監査の流れというところの部分で少しご説明させていただきます。

昨年9月、議員発議により全会一致で可決されたというところの部分があって、町としてどういう形を取るかということで監査委員さんと協議をさせていただきました。監査委員さんの意見としましては、あくまでも事前協議をさせていただいたということですが、監査委員さんとしては、まずは自分で実施をするという形でしたので、そのような形で進め

させていただいているところでございます。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 大きくもうボールを投げたということで、今日は答えはまだ出ませんので、またよろしくお願いします。

○委員長（岡田康則） それではほか。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 個別外部監査、これ内部監査やるということですが、私の経験から言わせてもらおうと、それは市と町は違う。けれども、2年半から3年、最低でもかかる。ほんだら河合町、町規模でやって、ほなら2年先に内部でやっぱり無理やったと、そこからやりますじゃおかしいでしょう。これ今年度の予算ももうついているんですわ。ちゃんとした精査ないままで。だから、町民の税金100%使ってんねんから、そういう思いで言うていたのであって、先ほどあれやったら、この見る限りは、いや、もう河合町はやる気はないねんというふうに私はもう受け止めました。だから、今年度中やるのかやらへんのか。そこだけちょっとお答えください。

○委員長（岡田康則） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） ちょっと先ほどの繰り返しということになってきますけれども、まずは内部の監査委員さんによる監査と。その後、外部が必要であるというふうになった場合には、直ちに予算を措置させていただくということで考えております。

○副町長（佐藤壮浩） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） すみません、まず、ただいまの監査委員の議論についてでございますけれども、まず監査委員というのは、もう皆さんご存じのことかと思っておりますけれども、行政組織上は町内部になるかもしれませんが、町長とは独立した執行機関になります。それが監査委員、監査委員という名前ですが、これは個人の監査委員を指すのではなくて、組織としての監査委員を指しております。監査委員が監査の権限を有しているわけでございます。町と町長の権限の及ばないところで、その権限を有している。

今外部監査しようということは、その権限を監査委員の意思にかかわらず奪うというような形になるわけでございます。法の立て付け上、外部監査を行った項目については、監査委

員はそれを監査できないことになりますんで、そういった関係で、監査委員の意見を聞かずに、外部監査出すことというのはできない仕組みになっております。

そういった法の立て付けになっておるため、先ほど総務部長のほうからも答弁ございましたけれども、まずはその権限を持っている監査委員の意見というのが非常に重要になってくるわけございまして、監査委員がまずは自ら行うというところになれば、そのような形で行うと。それについては、町長の意思とかは何も介在する余地はなくて、決めることはできるのは、監査委員さんになるわけございます。もしその後必要が、監査員の監査が終わった、あるいは何か不足があるということが明らかになれば、そこは随時臨時に行うという、制度上の外部監査にまさに適した状況になるわけございますので、その時点で必要というご判断があれば、外部監査を予算計上するなり、予備費対応するなりというようなことになろうかと思います。

以上でございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 今副町長のほうからもご答弁いただいた内容に即した部分で、総務部長からお話しいただいた内容も踏まえて、2点ほど伺いたいんですけれども、令和5年の9月8日の日に決議案の内容です。文面が出されております。それに基づいて、外部の監査を行うのではなくて、独立の機関としての内部の監査委員というのがあるから、そちらのほうで実施して、その結果で必要であれば外部に依頼するということもオーダーとして考えられると答弁としてありました。また、組織として、独立性を保っている形でありますから、その権限を奪うことになるという内容も理解しております。

しかしながら、決議が出されたのは9月8日です。今3月ですよ。いつ実施しているんですか、内部で。これちゃんと決議の内容を踏まえて、具体的に言いますよ。河合町においては、補助金の必要性や効果、算定基準、過度の行政支援などの不透明な点があり、また、中には団体の事業活動というよりも、団体存続のための運営費補助と思われる補助金も見受けられますと、議会側としては断じているわけですよ。これも全員が賛同しているわけですね。ここの内容をちゃんと内部的に監査委員さん、普段の行政監査、そういったものとほかに、しっかりこれ調査してくださったんですか。約半年たっていますけれども、その形跡はあるんですか。おっしゃっていることは十分分かっています。じゃ、内部監査どういうふうに行っているんですか、今。どういう進捗ですか。お答えいただきたいと思います。これが1

点目。

それと、結論が出ていない形ですね、今のご答弁の内容ですと。内部監査の結果として出ていない時点で、今年度までは計上されていた、町として出されていた制度としての、この個別外部監査制度、この制度計上されていないということは、これは、これからはやりませんよということで解していいのかどうか、判断に困っているんですよ。今までは、今年度の予算までは、オーダーの内容が、調査する内容というのは、監査する内容というのは、決まっていなくても、一応計上しておきますよと。また議会のほうの求めに対してお答えさせていただく、また、検討させていただく形になりますよということで、計上されていたことが今年度まであったわけですよ。それがなくなっているということは、そのやりとりは今後しないということを宣言されているということで解してよろしいんですか。この2点お答えいただきたいです。

○総務部長（上村卓也） はい。

○委員長（岡田康則） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） まず内部監査が今どこまで進んでいるんだというようなところでございます。実際まだ内部監査という部分の中では、今まだ動いていない状況ではございます。ただ、既に6年度の監査計画というのが監査事務局のほうから出されておまして、定期行政監査の中で、補助金に関しての監査を行うというようなところの記入はされておるところでございます。

あと、予算に関しましてということですが、ちょっと先ほどお話をさせていただいた部分なんですけれども、ここ3年ぐらいは、なくても予算を計上していたというところはございます。今回の部分につきましては、先ほど申し上げました実際実施をしないというふうには考えておりませんが、今時点での実施をするかということになりましたら、ちょっとその辺のところは分からない部分がございますので、当初から外させていただいたということでございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 追加で質問させていただきます。

1点目のご答弁について、気になる点がございましたので、現状ではしていないという形のご回答でありました。非常に残念な形であります。置いておいたんですか、これ。令和6年度からはという形ではぐらかされているんですけども、決議されているのは今年度の9

月8日ですね。確かに外部の監査は見送るという形で理解できますよ。では、内部で行うと判断に至っているわけですね。その実施はなぜいまだに行われていないのか。甚だ残念ではないんですが、その理由をお答えください。

○委員長（岡田康則） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） ちょっと僕先ほど誤った言い方という形になるかとは思いますが、してしまいました。実は監査委員のほうから既に監査に伴っての指摘というところの部分で、補助金に限らずですけれども、いろいろな部分に対しての指摘を受けております。その辺に関しまして、各部のほうにどのように改善するかというのを以前にもう既に投げて、その分の回答も返っているような状況でございます。ただ、すみません、先ほど申し上げたのが、例えば例月監査とか、定期監査とか、そういう部分での実施というのは、6年の定期監査で実施をされるというところでございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 各部署に対して、監査委員さんから、内部監査の部分で指摘を受けて、各部署に対して回答を求める形で出していると、その結果として、今回書かれている、説明書に書かれている予算計上ということでよろしいんですね。ですから、簡単に言いますと、しっかりと各項目指摘を受けて、それに応えて各部署が回答として出されている予算書はこれだと、こういった形であるということでは解してよろしいんですね。

○総務部長（上村卓也） はい。

○委員長（岡田康則） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 補助金につきましては、かなり件数のほうもでございます。監査委員から指摘をいただいて、それについての改善という形で作業を行っておりますけれども、一部6年度の予算に反映できている部分も、さらに見直しをかけて、6年度中にその辺の反映をさすというようなところの部分がございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） この件については、最後に、ではお伺いします。

質疑をしなければ、その取組の状態が分からない状態なんですけれども、各こちらのほうの概要、説明書、それと資料請求、その取組の部分一つも書かれていないと思うんですが、全部見ているんですけれども、質疑しないと分からない状態で、どういうふうに判断するべ

きだったんですか。これ一々聞けということですか。それぞれの補助金ですとか。おかしいじゃないですか。これどういうふうに、我々が、じゃ、そのままスルーすれば、それでよしとするんですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○委員長（岡田康則） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 先ほど申し上げましたように、監査委員からの指摘を受けて改善を行っている部分と、また、全ての補助金について改善を行っておりませんし、また、6年度には定期監査の中で監査委員さんのほうでその辺の審査もしていただくというところでございますので、まだ反映できる部分だけを反映したということで、今回は説明の部分もさせていただきます。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 先ほどからのお話聞いていたら、本来個別外部監査は、ちゃんとした仕事をしていたら、こんなの要らないんですよ。法令遵守を徹底していたら。それが河合町できていないから、1回目の個別外部監査、課税漏れやった。2回目の公債権、私債権やった。ちゃんとしていたらこんなの要らないんです。だから、今回の補助金にしても、みんなの税金をそこに使っているんです。それが5年間同額、本来補助金の趣旨は、その団体が発足してから、いわゆる3年ぐらいまでは、一人前になるまでは補助は要るやろうと、3年経てば、そこから見直しが本来の補助金のやり方なんです。サンセット方式言うて。でも、河合町ずっと同額ですよんか。その根拠も何もない中で、今回9月に発議になったわけでしょう。

それで、先ほど常盤委員言われたように、そこからでも全然内部でも見直しもしていない。それで、果たしてほんまに、市であれば2年半から3年、専門家も呼んでもかかるんです。できないですよ。そんなやわいものじゃないですよ、補助金というのは。そこらをどのように認識されているのか、再度もう一回お答えください。

○総務部長（上村卓也） 委員長。

○委員長（岡田康則） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 委員おっしゃったように、例えばかなり見直しについても、すぐできるようなものじゃないと。過去に河合町でも見直しというのはしております。ただ、ルールにのっとった形の部分という見直しというのが非常に難しい側面もございます。そのあたりについて、適切な部分ができているかどうかというところが、委員がおっしゃるように一

部不適正な部分があるかも分かりません。ただ、実施している内容については、あくまでも今時点の要綱なりに基づいて行っていると、それぞれの各団体の要綱、それぞれの要綱に基づいて行っているというところの部分については間違いはございません。

○委員長（岡田康則） いいですか。

ちょっと元筋に戻ってほしいなと思います。

じゃ、坂本さん、どうぞ。

○委員（坂本博道） 議会推薦で監査委員になっておることも含めてで、今の監査のことについて、これは一応2人代表監査おられるので、今の場合は、片一方だけとなりますから、自分の理解としてということ、一応しておきたいと思うんですが、1つ、監査もいろんな監査の名前がありますけれども、いわゆる請求に基づいて行われる監査、等別の事例において、それは通常監査という、その請求に基づく監査というのは、地方自治法の98条に基づく監査というのが、これも、ですから、住民発議、議会発議、町長発議で監査委員に対して求められるということがあります。

もう一つ今問題になっている個別外部監査というのは、地方自治法の352条に基づいて、いわゆる監査委員以外の者に監査を求めるという、これも、ですから、法律では、住民からも、議会からも、そして町長からもという形で、発議されるという流れがあります。

今問題になっている昨年の9月の決議に基づく個別外部監査をというのは、この中でも結局議会が決議したのは、町長に対して言わば総意としての意見を発するという決議ですので、それで言ったら、町長発議の外部監査を求めるということの場面に今なっているというふうに思います。ですから、それに対しては、町長が、ですから、無視をしても本来いいかもしれませんが、しかし、それに対してどうするかというのは確かに対応せんといかん場面だったと思います。

ですから、そういう点でいくと、今の今回のこの説明も含めての予算つけずにとということの説明関係見たら、町長としては、個別外部監査として、この問題については、今準備しないということも一つだと思う。ただ、言われたように、意向としては、内部監査、これはだから、いわゆる98条に基づく町長から監査委員に対して、この案件について監査してくれと。これは正式な言わば請求があれば、それに応えんといかんというのは、応えるか応えないかまた判断するわけですが、そういう場面でいくと、実はまだ98条に基づく監査が補助金について請求されているわけではありません。個別外部監査ということで出されたことについて、どうしようかということの中で、一定の意見を求められたという場面ではあります。

ですから、その際に、そういう個別じゃなくて内部ではどうかということであったときには、当然それが正式にきた段階で検討するということの段階やと思っています。だから、必ずするとも、絶対なっておりません、今。

そういう点でありますので、そういう点から言うたら、今回の予算との関係では、町長のほうが個別外部監査としては、今意向持っていないということの表明だと思うんで、それに対してどういう意見を言うかは、議会議員のまた判断かと思います。

同時に、確かに補助金に関してそんな監査していなんかということで言われると、この秋の定例的に行われる定例の行政監査というのが、秋行っておりますが、その中の幾つかの重点を決めて、現場の状況とか調べるとか、監査するといった中に、1回の中に補助金のことも、重点として入れていたと。ですから、そういう点での補助金に関する定期的な行政監査としての、まず今の監査委員としては初めてのやり方としてはやっているけれども、求められるような、議決されているような内容のような形での監査、これは98条に基づく監査であろうが、個別外部監査であろうが、そういうものとしては、まだ全然やっていないという状況かと思っていますので、そういう点で言うたら、議会としては、例えばあれに基づくことについて、どうするんやということを当然町長に問う立場だとは思っていますので、そういうものとして。ですから、内部監査で必ずしますとかいう状況ではまだないということとはご理解願いたいと思います。

ですから、町長がまた正式に監査委員に対して、そういう請求をするとか、もしくは意見を求めるとかといった段階では、改めてするかどうかになるんじゃないかと思っておりますので、ですから、そういう意味だったら、議決されたレベルの内容の監査してほしいという内容については、まだそういう点では、内部監査としても全然やっていることではないという状態として見ていただいて、この場では、議会としては意見言うしかないかもしれませんけれども、町長の対応含めて、しかるべきことなのかなと思ったりはしております。

そういうことで、ちょっとここで言うてええんかどうか分かりませんが、さっき常盤委員のほうから、ほどこまで監査、この問題やっておるのやと言われたら、98条に基づくこの問題についての監査みたいなことはまだ全然している状態ではないので、通常の定期的な監査の一環として、補助金の問題について一定のやってきているけれども、まだ当然言われているような監査はしたかといえ、そういう状況ではないということで、ちょっとご理解願えたらと思うんですけれども。

○委員長（岡田康則）　ちょっと皆さん短めに。

では、長谷川さん。

○委員（長谷川伸一） ちょっと私も、坂本委員さんの説明分かりにくいんですけども、ちょっと今回時間がなくて、地方自治法よく読んでいないんです。今申し上げた252、個別外部監査、98条、75条とかいろんなケースの個別外部監査ありますよね。そこをもう一度皆さん今晚、議員の方も読んで、もう一度これちょっとクールダウンして、明日でも当初もう一回協議したほうがいいと思います。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私は質疑を求めます。議会基本条例第16条第2項、議会は本議会において可決した決議及び採択した請願が町政に関するものであるときは、町長等に関し、その内容を最大限尊重するように求めるとともに、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等速やかに議会に報告するように求めるものとするがあります。9月8日の決議出されてから、理事者サイドとしての対応、方針、そういったもの、議長に対して報告があったかどうか、そこだけ最後に確認したいんですけども、いかがですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○委員長（岡田康則） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 議長に対する報告というのはしてありません。

○委員長（岡田康則） いいですか。

それでは、総務を終わります。

次、民生費に移ります。

98、99。挙手願います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 100、101ページ。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 101ページの社会福祉協議会の補助金につきまして、資料も頂いて2,706万6,000円が補助金、今年度予算組んでおるんですけども、もろもろ、ちょっと随意契約の内容を精査させていただきますと、令和4年の決算で、地域包括支援センターの運営事業費2,380万なんば、認知症総合支援事業費99万、介護サービス事業で16万1,100円、生活支援体制整備事業で、これが800万かな、配食サービスが65万。こういう随意契約が町が社

会福祉協議会のほうに出されております。こういった内容を踏まえまして、この2,706万6,000円は、これはどのような事業に充当するのか、教えていただけますか。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） すみません、事前の資料請求にありますように、基本的に補助金に充当させていただいているのは、人件費として2,228万2,000円、法人運営費に係る事務費として209万3,000円、福祉有償運送のいわゆる赤字補填ですよね。その部分が227万6,000円、ここで地域福祉事業とか出しているのは、高齢者スマホ教室にかかる分の合計額として2,706万6,000円を補助金として予算計上している状況でございます。

○委員長（岡田康則） ほかがございませんか。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 社会福祉協議会、これ社会福祉法人として、営利を目的とする団体ではなく、その財源というのは、基本的には寄附金やら補助金で賄うというふうになっているんで、補助金を打ち切るとはできません。また、ただ、補助金を中止したら福祉サービスの低下というのが懸念されることもよく分かります。しかし、河合町では、何か過度な行政支援になっているようなイメージを受けます。というのは、1名職員も派遣している、場所代も取っていない、電気代ももらってない、ちょっとここまでは、1つの団体でありながら、ほかの団体に比べて過度な行政支援し過ぎじゃないですか。そういったところを見直してとか、今回予算つけられたんかどうか。そこちょっとお答えください。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤福祉部次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） まず、人件費の分につきましては、私自身は社協の局長という今立場ではなく、福祉部の次長という立場になっております。

それと、9月議会でもこの補助金の話のときに使用料のお話、一般質問の中で、若干させてもらいましたけれども、あくまでも社会福祉法第6条の地方公共団体の責務というぐらいに捉えて、使用料自身は、使用料減免という部分を出させていただいて、お支払いしていないというような状況でございます。

以上です。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） ということは、私は先ほど言うたように、打ち切れば、やっぱり福祉サービスの低下が懸念されるから、その下で、要るものは出せばいいという考えですけども、過度な行政支援だけはし過ぎじゃないのかなと。質問したときでも、1名行っておられましたやんか。それで、場所代はもろうていない、コピー代ももらっていない。光熱費ももらっていない。これはちょっとおかしいんじゃないかと。そこをきちっと見直したやつで、今回予算つけてくれてはるのやったらええんやけれども、そこらが不透明なんですわ。これ妥当なんかどうか。一生懸命頑張ってくれてはるのも分かるんですよ。社協だよりとかで。でも、ちょっと過度な行政支援じゃないのかなということ。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 近隣がどうかという部分もあれなんですけれども、近隣の状況を確認させていただきました。その部分の中で言いますと、先ほどから言われている使用料に対して、西和7町の中でお支払いされているのは1町でございます。

そこら辺の部分も当然議論させていただきまして、県の社協というのは、3年に1回県の監査も出ます。だから、ちょっとそこら辺のほうにも確認をさせていただいた中で、先ほど申しました社会福祉法第6条の地方公共団体の責務というような位置づけをもって使用料自身も減免審査をさせていただいて、お支払いしていないという具合に判断しております。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ次いきます。

102、103です。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 103ページの29番福祉医療費資金貸付事業費、コロナが感染が拡大した折に、この社会福祉協議会の奈良県のほうでも貸付けが、社会福祉協議会から経由して貸付けやったと思うんですけども、これは県と町とまた町独自の30万の貸付けなのか。その点だけちょっと教えてください。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○委員長（岡田康則） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 長谷川委員、いまおっしゃったのは、社会福祉協議会が実施する一時貸付事業というものでございます。それに対して、これは福祉医療制度で、一部負担金を払えないような方に対して、一時貸付を行う制度でございまして、ちょっと制度的に違うものかなと考えております。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 次いきます。

104、105です。挙手をお願いします。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） なければ次いきます。

106、107です。おませんやろうか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 次いきます。

108、109です。挙手願います。

○委員（常盤繁範） ちょっと待って。

○委員長（岡田康則） ちょっと待ちます。

○委員（常盤繁範） 1項戻っていただいて、106、107で1つ質疑をさせていただきたいんですけども、お許しいただけますか。すみません、ありがとうございます。

それでは、目4 社会福祉施設費のところのこころの交流センター運営費というところなんですけど、実際に大分老朽化されていると思うんですよ、建物が。ここで行われる事業ということのを別の施設で考えることできませんでしょうか。

それと、もう一点が、ファシリティマネジメントの対象施設になってくるんじゃないかなと私は考えるんですけども、これどのように考えていらっしゃるんですか。非常に場所として老朽化ひどいので。そこご回答いただければと思います。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○委員長（岡田康則） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 当該施設に関しましては、もともと児童館という建物をこころの交流センターという名称に変更し使用するものでございます。

委員おっしゃるとおり、老朽化及び建物用途の適合性というのがなかなか難しくなっている現状はあるかなと思います。

予算の査定の中で改修工事というのも議論されたところではございますが、今のところ修繕という形の予算編成はされておられません。

今後どういう方針で施設を検討していくかというのは、恐らく町全体の議論の中の一つとして進めていくものと考えております。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 同じ部署の中で所掌している施設として豆山の郷があると思うんですよ。

例えばですけれども、若干遠くなるけれども、通う場所、空き室の問題もあるわけじゃないですか。そういったところも踏まえて、有効に活用できないものかなと思うんですけれども、いかがですか。検討されましたか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○委員長（岡田康則） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 当該事業というのが、社会福祉法に依存する隣保館事業という事業でございますので、地域性を考慮して配置する必要があるございますので、当該施設の位置、もしくはその周辺の位置に位置するのが、妥当な事業となると考えております。

以上です。

○委員長（岡田康則） 次いきます。

108、109です。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 次いきます。

110、111ページ、挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） では、次行きます。

112、113ページです。

○委員（坂本博道） ちょっとどこまでいくんかであればそれも1つなんですけれども、時間ということであつたら、ちょっと早過ぎて。

○委員長（岡田康則） 今日は一応7時までいきます。

○委員（坂本博道） それだったらそれなりのテンポでお願いします。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 113ページ、細節でいくと31上の段のところですよ。シルバー人材センターの運営補助金のところの部分なんですけど、現在の登録人材数はどうなっていますか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 現在の登録人数ですけども、100名となっております。

以上です。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） ちょっと戻っていいですかね、2ページのところ。111ページ、三室園の、これちょっと重要なんで。

三室園の組合ができて、長年大分たっていると思うんですけども、資料で各自治体の分担一覧表頂いています。ここ結構2,000万円ですって予算いっているんですけども、この三室園の老朽化は、そこら辺はどうなんですかね。また建設で、また改築せにゃいけないとか、改修しなきゃいけないとか、そこら辺の先行きがちょっと分かれば教えていただきたいんです。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 今のご質問なんですけれども、三室園組合で管理しているところは、養護老人ホームの三室園と特別養護老人ホームの三室園、それと、あと特養のあくなみ苑というのがあります。三室園に関しましては、特段今のところ、施設の改修という話は聞いておりません。ただし、あくなみ苑につきましては、施設が古いため、ちょっと改修の話が現在出ているところでございます。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） では、次の目の老人憩の家運営費の部分の、節でいくと14工事請負費、建設事業費として、薬井・星和台地区老人憩の家駐車場新設となっております。予算金額としては63万8,000円。これ台数少なくないですか。やるんだったらもう少し確保すべきだと思うんですけども、これ何台分ですかね。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 駐車するスペースにつきましては、その敷地内になりますので、3台置ける場所を確保するという形になります。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） ではこれ追加質問しますけれども、その敷地内のところを例えばアスファルトにするとか、モルタルでとか、コンクリートでという形の工事という形で解してよろしいですか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） おっしゃっているように、1個ちょっとフェンスがありますので、そのフェンスを外して、駐車場にするという形になります。

（「舗装は」と言う者あり）

○福祉政策課長（浦 達三） 舗装はほぼほぼしておりますので、そういう工事になります。以上です。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） 113ページの真ん中のシルバー人材センター運営費補助金、これ資料で出しているやつの内容も含めて質問します。

これ国からは補助金出ていますか、シルバーに対して。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） シルバーの補助金につきましては、国も同じ同額560万が出るという形になっております。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） そうしたら、なぜここに書かないんですか。この資料請求したところに負担割合、これ全然書いていませんやんか。3ページ。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） あくまでも町からお支払いさせていただくのが560万円で、国からの分につきましては、直接シルバーのほうに入るという形になっております。

以上です。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） もうちょっと親切に書いてもらわないと、これ地方公共団体の補助金というのが、国からシルバー人材センターへの補助金の額を下回ると、これ国の補助金がいわゆるそこまでしか支給されないというふうなところもあって、要は国と同額までは出すというのは大体基本でしょう、これ、2分の1。そういうふうに書いてもらわんと、ほんまに分かって書いているのかなと思ってね、これ。だから、2分の1ずつの負担でしょう、これ。はっきり言って、シルバー人材、国と市町村。県は入っていないでしょう。シルバー人材センターの交付金、入っているのか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 町からが560万と国から別箇で560万をシルバーで頂くという形になっております。県費とかは特段ございません。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 中山委員。

○委員（中山義英） だから、国の補助金を、要は国と市町村は2分の1ずつやないと、そういうことでしょう、理屈は。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） シルバーから見れば、今おっしゃっているように、国と町から2分の1ずつもらうという形になっております。

○委員長（岡田康則） いいですか。次いきます。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 113ページの老人憩の家なんですけれども、施設管理委託ということ

で、老人憩の家の書いていますけれども、それぞれ委託が任されているところはどこでしょうか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 憩の家8か所ありますので、基本的には書いているところの大字のほうをお願いをさせていただいております。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） すみません、そこの大字の自治会が管理しているのか。その中の老人会が管理しているのか。具体的にどこが直接管理しているのかを知りたかったんです。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 町からは各自治体の会長に委託のほうをお願いしております。以上です。

○委員長（岡田康則） ほかがございませんか。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 少額ですけれども、同じく施設管理委託で、今回佐味田し尿浄化槽管理業務となって9万3,000円計上しているんですが、これ管理というのはどういう管理なのか。例えば手数料とか、そこら辺意味分らないんで、詳しく教えてください。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 浄化槽になっておりますので、その定期的な検査という形になっております。

以上です。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） では、定期的な浄化槽の管理ということで、毎年じゃなくて、数年に1回ぐらいの頻度ですか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 毎年やっておりますんで。

○委員長（岡田康則） いいですか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 次いきます。

114、115ページです。挙手をお願いします。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） ではその次いきます。

116、117ページ、挙手をお願いします。

馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 117ページの補装具の給付等事務費の内訳のところを教えてください。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 今のご質問の補装具給付の扶助費なんですけれども、こちらにつきましては、従来どおりありますと、身体障害者手帳と聴覚の方に対して、補装具のほう給付しておりました。

今回新たに、中途難聴者なんですけれども、この方に対しても、本来であれば、身体障害者手帳には該当しないんですけれども、重度の難聴の方も耳の聞こえ方が大変ということで、今年度から、河合町のほうから重度難聴者に対しましては、補装具購入費の補助金をさせていただきます。1人上限2万円という形で考えております。

以上です。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） これについては所得制限とかありますか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） こちらにつきましては、非課税世帯が対象に支給させていただくという形になっております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私のほうとしましては、117ページ一番下の、節で言うと18負担金のと

ころなんですけれども、くどいようで申し訳ないんですけれども、西和7町自立支援協議会の負担金というのが、実際にどういう活動を行っていらっしゃるのか、またそこに対して、協議会にどなたが出席されているのか、そこを確認したいんですけれども、いかがですか。

（「ここに書いていますよ」と言う者あり）

○委員（常盤繁範） 申し訳ないです。じゃ、なかったことに。申し訳ございません。

○委員長（岡田康則） ナッシングということで。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 見落としていたら申し訳ないんですが、先ほどの補聴器の件については、一応予算としては、1件何ぼで、何件分予算としてなっているんでしょうか。

○委員長（岡田康則） もう一回じゃ、お願いします。

浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 予算としましては、一応5件分という形で考えております。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 金額は幾らですか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 1人上限2万円で考えておりますので、2万円掛ける5で10万円です。

○委員（坂本博道） 今後詳しいことがあるのかもしれませんが、その補聴器という対象は、いわゆる何十万もするような補聴器のみなのか。集音器的な、最近宣伝されているような、3万そこそこのようなものか、それも含めて対象になるような予定でしょうか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） あくまでも身体障害者手帳でつけられる補装具に準ずるという形で考えておりますので、集音器的な物につきましては、補助の対象にはならないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） それでは次いきます。

118、119ページです。挙手お願いします。

常盤委員。

○委員（常盤繁範） では、真ん中の部分、委託料のところなんですけれども、12節手話奉仕員養成講座業務というところであるんですが、予算計上の金額修正されていたんで、金額云々のところ聞くのはやめます。ただ事業として、この事業というのは出席率80%をたしか維持する形で、事業として認められるという形なんですけれども、その出席率80%の積算の根拠というか、その申し込んだ個人が出席率80%を維持していれば、以上いけば、講座が終了したという形なのか。その教室自体として、例えば何名の定員という形で、それに対しての出席率が8割でないとということなのか、そこを確認したいんですけれども、いかがですか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 手話奉仕員養成講座の件なんですけれども、一応今回、令和6年度につきましては、一応入門編という形で、20回の教室のほうを開く予定になっておりますので、これに対して8掛けという話になります。16回以上の参加がありましたらという形になります。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 次いきたいと思いますが。

120、121ページです。

○委員（杵本貴司） 委員長。

○委員長（岡田康則） 杵本貴司委員。

○委員（杵本貴司） 総合福祉会館運営費の下のほうの17番の備品購入費なんですけれども、大型冷風機と書いてあるんですけれども、これ購入の経緯と台数と教えてもらったら、お願いいたします。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤福祉部次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） もともととは一般質問の中で答弁させていただいたように、大規模改造整備事業ということで予算運用をさせていただきました。それに代わる代替案として、超大型冷風機を購入するというような流れになっております。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） この超大型冷風機91万3,000円ですけれども、思い起こせば旧三小がまだ学校やっているときに、エアコンが設置できていなくて、大型冷風機とかそういうものを使っていたんですけれども、そういったものは活用できないんですか。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 教育委員会のほうにも確認させていただきました。そしたら、学校のほうでも使用するということでしたので、それに基づいてデモをさせていただきました。その中で、もし仮に空調設備が稼働しない場合は3台分は必要になるやろうということで、一応ひろせの間の2台と、今実際は豆カフェをやられているお部屋の部分の中で3台分ということで、予算計上させてもらっています。

○委員（杵本貴司） 委員長。

○委員長（岡田康則） 杵本貴司委員。

○委員（杵本貴司） これあくまで仮定なんですけれども、もしこれ3台買うということなんですけれども、これで効果があまりなくて、やっぱり利用しはる方々から、いろいろ要望が出てくるようやったら、もうちょっと空調のことも見直すとかいうようなその後のことも考えておられますか。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 先ほどもちょっとお答えさせていただきましたように、使用状況や使途によって差異が生じるんですけれども、周辺温度よりマイナス3度からマイナス8度の風が吹き出す効果があり、気化熱を利用した冷風機なので、排熱はなく、冷風有効面積は1台180平方メートルで、連続使用時間は8時間、工事不要で各災害避難所でも活用されるということはデモンストレーションのときに確認させていただいております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ちょっと現状も含めて確認なんですが、たしか空調機の本体というか、そこが駄目になっていて、下手すると全体が夏場、特に冷房利かないことが予想されているんじゃないかと思うんですが、その上で今回3台ということは、さっきの大広間と豆カフェのというのと、その他の部屋というものもあると思うんですけれども、中には個別もあるんじゃないかもしれませんが、そこは対応できないことになるんじゃないかと思うんですが。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） そこら辺もデモンストレーションのときに当然業者が本体自体を持ってきて、一応現段階では、利用されているお部屋というのは、やはり研修室が一番多いわけです。そして、当然豆カフェは本当に今すごく繁盛して、活用していただいていますんで、ひろせの間という部分で言わせていただきましたけれども、通常の広さの間という利用は少ないですので、当然3台あるわけですから、可動式でございます。だから、そういうような部分の中で、移動して、当然稼働している部屋で利用させてもらうという具合に考えております。

以上です。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） ちょっともう一回確認しますけれども、この豆山の郷の空調ですけれども、今のところ何とかかろうじて動くということで、これは緊急の場合のケースで3台一応購入予定するということなんですよ。それだけ確認したいんですけども。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 今委員言われたとおりでございます。

○委員長（岡田康則） ほかありますか。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（岡田康則） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） その下の部分なんですけれども、非常灯の取替工事ということで、昨年と同じだけの予算がついているんですけれども、非常灯何か所あるんでしょうか。

それと、これは定期的に交換するというような形を取っているんですか。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） ここで言う非常灯というのは、全部で182基あるんですけれども、4年度につきましては、この非常灯という部分で16基整備させていただきました。今年度につきましては、この同じ非常灯という中でも、非常誘導灯と非常灯、よく、緑と白のやつで人が非常口こちらですよというような部分。そこがもう既に避難所であるひろせの間のほうが、ちょっとついたり消えたりになっていましたので、今回は6基、今年度は6基をさせていただきました。6年度につきましては、先ほど言いました182基のうち16基を予算要求させていただいています。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 完全に失念していて申し訳ないんですけれども、資料請求もしておりません。今の超大型冷風機なんですけれども、3台可動式、この豆山の郷というのは、福祉避難所の機能も有している形ですよね。その福祉避難所の機能を充実させるための、例えば補助金の申請とか、そういったことはあったのかどうかというのを確認をした上でこれ計上されているのかどうか。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい。

○委員長（岡田康則） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） あくまでもこれは備品購入費になりますんで、補助金のほうはありません。

○委員長（岡田康則） ほかどうですか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） それでは、次いきます。

122、123ページです。挙手をお願いします。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（岡田康則） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 123ページの一番下のハイリスクオペレーションアプローチ業務、これちょっと資料も読ませていただいたんですけれども、もう一度詳しくちょっと優しく教えていただけますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○委員長（岡田康則） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 当事業に関しましては、後期高齢者医療の団体から委託を受ける事業でございます。趣旨としましては、介護保険部局が実施する介護予防事業、予算の中で一般介護予防事業と言われているしゃきっと教室という事業に対して、講師を派遣したりですとか、そういった形でこ入れする部分がいわゆるポピュレーションアプローチ、啓発的なものでございます。

それに対して、ハイリスクアプローチというのが、早急に手を差し伸べなければならない高齢者に対して、事業を実施して、受診につなげたり、状態改善を図る事業でございます。

来年度の目標に関しましては、ハイリスクアプローチにつきましては、BMIと言いまして、体重が低い方で、21.5%が標準体重で、それ以下がやせ過ぎという形になるんですけども、そういうちょっとぎりぎりのところにおられる方、それ以下の方に対して、栄養指導を専門職の力を利用して行うというのが、ハイリスクアプローチの狙いとなります。それに対して、ポピュレーションアプローチに関しましては、栄養指導であるとか、あとは薬剤、ポリファーマシーと言いまして、たくさんの薬を飲むことによって健康状態害しておられる方がおられますので、そういう弊害についての知識の啓発という形の事業展開を考えております。

以上となります。

○委員長（岡田康則） ほかございますか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田康則） 次いきます。

124ページ、125ページです。挙手をお願いします。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（岡田康則） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 節04児童委員活動費のところの細切18負担金、補助金及びのところ。

児童委員の活動費というのは、多分実費負担、実費の分で活動費出される形であると思うんですが、これ何人の方の活動実費を想定していらっしゃるのか、お答えいただけますか。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（岡田康則） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 河合町の民生委員、民生児童委員というんですけれども、民生委員は基本的には児童委員を兼ねるというふうになっております。河合町の定員が38名となっておりますので、38名掛ける6万200円の計算となっております。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（岡田康則） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 子供の医療費の給付費の分ですが、今回18歳までということが入ると思うんですけれども、新たに増える分なども含めて、財源的にはどういう分担になることになるのでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい。

○委員長（岡田康則） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 約半額が県補助の対象という形になりますが、一部負担金を県基準より緩和している部分がございますので、その分は町の持ち出しとなります。

以上です。

○委員長（岡田康則） ほかがございますか。

浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） すみません、今先ほど常盤委員に児童委員活動費の説明させていただきました。すみません、6万200円と説明させていただいておりましたけれども、3万100円の間違いでございます。申し訳ございませんでした。

○委員長（岡田康則） ほかありませんか。

（発言する者なし）

◎散会の宣告

○委員長（岡田康則） なければ、本日はここでちょっと暫時休憩で、明日の9時半から再開とさせていただきます。

予定といたしましては、明日中に一般会計からほとんど終わりたいなと思っておりますので、各委員のご協力をよろしくお願いいたします。

解散。ありがとうございました。

散会 午後 6 時 5 7 分

議事の経過を記載し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

岡 田 康 則